

十六條、第六十七條の費目に至ては政府の意見専決の力を有す故に第六十七條の場合に於て政府と議會との合意成らざるときは政府は随意原案を施行するを得へしと余は未だ此の説の如何なる論據に基くやを知らずと雖ども余の知る所を以てすれば論者は豫算の裁可を要するに拘らす第六十七條に於て特に政府の同意を要するの規定を設けたる立法の理由より推測を下したるものゝ如し余は論者か深く他に該條を正解するの道を講究することなく又た充分なる論理上の根據を求めずして直に此の如き測斷を下すの勇に驚かざるを得ざるなり論者も亦た政府と議會との同意成立せざるに及んで始めて政府の意見之れを決することを認むるか如し何か故に政府は合意の成立せざるを待たざるへからざるか第六十七條の費目に就ても亦た政府と議會との合意を要すればなり然れども終局に至りて政府の意見獨り之れを決するときは是即ち第六十七條の費目に付ては議會の同意を要せざるなり或は合意を要すと言ひ或は合意を要せずと言ふ何そ其の相撞着するの甚しきや第六十七條は帝國議會の豫算協賛權を制限したるものなること論を俟たず然れども協賛權を限制するは必ずしも協賛權を廢するの謂に非ざるなり憲法上の大權に基

ける既定の歳出及び法律に由るの歳出と雖ども之れを議會の議に付せざるへからざると第六十七條の法文により明かなり該條は議會の豫算案を受領したる後に於て其の議決權の範圍を定むるものに過ぎず而して第六十七條の歳出の豫算を議會の議に付せざるへからざる所以は何そや憲法第六十四條に依り歳入歳出は凡て帝國議會の協賛を要すればなり故に第六十四條は第六十七條の歳出にも亦た均しく適用すべきの法規と認めざるを得ず若し論者の言ふ如く第六十七條の歳出は結局帝國議會の協賛を要せずとせば是れ即ち第六十四條の規定を適用せざるなり果して然らば政府は如何なる法規に由りて第六十七條の歳出の豫算を帝國議會に提出するの必要を有するや又た何の目的を以て之を議會の議に付するや論者は或は第六十七條の歳出を以て始より議會に提出するを要せざるものとなすか果して然らば憲法第六十七條の何か爲に議會の議決權を限制したるや論者の思想の働は殆んど人の端倪すること能はざる所なり

第六十七條の歳出の政府の同意なくして帝國議會之を廢除刪減することを得ず議會の協賛なくして政府随意に之を確定することを得ず故に該條の歳出に付き議會

政府の原案に同意せざるべきは唯政府と議會との協議推譲に由り豫算の成立を致すことを得へし若し此の協議不幸にして整はざるときは議會は終に第六十七條の歳出を議決するに由なく從て豫算は終に成立すること能はざるなり此の場合に於て政府も議會も誠意其の必要の費額と信する所を守て互に相讓ること能はざるときは豫算の成立に至らざるは必ずしも罪を其一方に歸すへからず余輩は單に之を以て一の不幸なる事實とせざるを得ざるなり此の時に當りては唯前年度の豫算を施行するの一途を有するのみ

人又た或は憲法第七十一條の規定より豫算の裁可と第六十七條の同意との關係を説明せんとするものあらん第七十一條に曰く帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すへしと人或は言はん本條を適用するは帝國議會に於て豫算を議定せざるか又は帝國議會に於て豫算成立に至らざる場合に限る故に天皇の裁可を得ざるか爲に豫算の成立に至らざるときは前年度の豫算を施行することを得ず之に反して第六十七條の歳出に付て政府と議會の意見相一致せざるときは是れ即ち議會に於て豫算成立に至らざるの場合なる

か故に政府は前年度の豫算を施行するを得へし是れ豫算の裁可を要するに拘らず猶は第六十七條の歳出に關して政府の同意を要するの必要ある所以なりと然れ共憲法か其の第七十一條に於て預め豫算不成立の場合に備ふるの規定を設くるときは其の趣意は何れの場合に於ても豫算に依らずして支出を爲すことを許さざるに在ること明なるか故に政府は議會の協賛したる豫算に依るか又は第七十一條の預算に依るの外決して支出を爲すを得ること知るへし此の點は猶は次節に於て詳論すへし故に豫算は裁可を要すれども裁可を経るか爲め其の成立に至らざる場合に於ては第七十一條を適用することを得すと謂ふは恰も天皇は豫算の裁可を拒むことを得然れども政府は一錢を支出することを得すと云ふに異なることなし裁可の實果して何處に在るや

且第七十一條に謂ふ所の豫算の不成立を以て帝國議會に於て豫算の成立に至らざる場合に限るとするは非なり若し此の解釋にして正當ならば議員の召集に應せざる場合は果して如何此の時に當ては帝國議會未だ成立せず故に政府は未だ豫算案を提出するに由なし政府豫算案を提出せざるか故に帝國議會に於て豫算を議定せ

すと稱することを得ず又た帝國議會に於て豫算成立に至らざると言ふことを得ざるなり此の場合に於ては第七十一條の規定を適用することを得ざるか果して然らば議會が豫算の否決に由て政府を強ゆるは法の預防する所なれども議員舉て召集に應ぜざるときは國家の生存を危くするも之を如何ともする能はざるなり第七十一條の趣旨果して此の如くなるか更に一例を舉ぐれば國家内外の情形に因り政府帝國議會を召集することを能はざるときは如何蓋し政府は憲法第四十一條の規定に従ひ帝國議會を召集するを要すと雖も國家の事變に因りて議會を召集すること能はざる場合に於ては政府は固より憲法違反の責を負ふことなし何となれば憲法は能はざるを政府に責むるものに非ざればなり此の時に當ては政府に罪なく議會に咎なし然れども豫算の成立に至らざるは全く政府の議會を召集せざるに起因するか故に帝國議會に於て豫算を議定せすと稱することを得ず又た帝國議會に於て豫算成立に至らざると言ふことを得ざるなり此の場合に於ては政府は全く支出を爲すことを得ざるか第七十一條の規定は之に適用することを能はざるか憲法第七十條は此の如き非常の場合に處するが爲に特別の規定を設けたり然れども其の法文を讀

下するときば直に其の豫算と直接の關係を有せざることを見るへし第七十條に曰く公共の安全を保持する爲緊急の需要ある場合に於て云々財政上必要の處分を爲すことを得と抑も豫算を設くるは公共の安全を保持するか爲必要なる處分と稱するを得ざること言を俟たず而して豫算に依らずして實際の必要に應じ支出を爲さんとするも第七十條の規定する所は國家歳出の一小部分に止り支出の大半は緊急の需要に應ずるものに非ずして豫め見ることを得へき日常政務の必要に應ずるものなり其の目的も亦た公共の安全を保持するのみに非ずして積極の公利を進捗するに在り年金、恩給、公債元利、神社費、賠償費等政府の當然支拂はざるへからざるものなりと雖も之を以て公共の安全を保持し又ハ緊急の需要に應ずるものと稱することを得ず凡そ是等の歳出ハ皆憲法第七十條の規定を適用すること能はざるものなり是に由て見れば第七十條ハ緊急の需要に因り公債を起し又公安を保持するか爲必要なる費途に向て支出を爲すか如き處分を稱するものにして國家經常の歳出入の如きハ其の關する所に非ざるや明なり蓋し内外の情形に因り議會を召集すること能はざるか如きハ國家非常の災厄と謂はざるへからず此の時に當てハ嚴に普通

の豫算のみに準據すること能はざる勿論なるか故に第七十條は特に臨時必要の處分を爲すを許せりと雖とも臨時の災厄に決して政府の義務を解除するものに非ず年金、恩給、國債の元利等の實際の事情に於て國家の力之を許す限の依然之を支拂はざるへからず而して國家は此の場合に於ても猶ほ全く其の常務を停廢すること能はざる以上、亦た經常の支出を爲さざるを得ざるなり故に「シワルプ、ルヒ、ルードル」スタット憲法の如き、此の場合に對して最も適切なる規定を設けたり其の第廿九條第二項に曰く特別の事變に因り適當の時期に國會を召集すること能はざるとき、亦た前項の例に依ると即ち此の場合に於ても政府の租税及び其他の收入を徵收し最近の歳出豫算に準據して之を支出することを得べきなり帝國憲法第七十條は公共の安全を保持するか爲緊急の需要ある場合に限りて財政上必要の處分を許せり然れども經常の支出を爲すに當り豫算に準據するを要せざるの規定なし而して第七十條に於て特別の必要ある處分を明に認むるとき、却て其の他の收入支出に付て、憲法の普通の法規を適用し豫算に準據するを必要なりとするの趣意なることを推論せざるを得ざるなり

今若し憲法第七十一條を以て帝國議會に於て豫算を議定せず又は帝國議會に於て豫算成立に至らざる場合に限り適用すべき規定なりとせし議員の召集に應せず又は議會を召集すること能はざる場合に於て、國家の終に經常必要の歳出を爲すに由なからんとす是れ果して第七十一條の趣意なるか余輩の之を信せざるなり余輩の該條を以て豫算の成立に至らず又は帝國議會に於て豫算を議定せざる場合を規定するの法規と認むるものなり豫算の不成立に付ては議會の内外を問はざるものなり人或は問はる第七十一條の不成立を此の如く廣く解釋するときは政府の豫算案の調製を怠り又は豫算案を議會に提出せず甚だしきは始より議會を召集せずして常に前年度の豫算に依り收入支出を爲すを得べきかと然れども政府は憲法第四十一條に由りて毎年帝國議會を召集するの職責を有し第六十四條に由りて毎年豫算を帝國議會の議に付するの職責を有す若し政府に於て議會を召集せず(第七十條の場合に例外とす)又は豫算を議會に提出せざる時は是即ち政府は自から憲法違反の咎を惹くものなり此の場合に於ても政府は固より第七十一條の規定に従て前年度の豫算を施行すへし然れども政府は第七十一條の規定に依りたるの故を以て

憲法違反の責を免るゝことを得ざるなり
 若し豫算を以て天皇の裁可を経ざるへからすとせば元首は亦た裁可を與へざるの
 權を有せざるへからす元首若し此の權を實行して帝國議會の協賛を経たる豫算を
 裁可せるときは如何他なし豫算の不成立を見るのみ憲法第七十一條の規定を適用
 して前年度の豫算を施行すべき場合を生ずるのみ故に政府は議會の議決を喜ばさ
 るるときは其の選む所に従ひ年々歳々前年度の豫算を施行するの便を有すへし此の
 如く必要の支出と随意の支出とを別たす一切の收入支出を舉げて之を常例豫算と
 なすは果して立憲國の性質に適合するや否は茲に之を論せざるへし余輩は唯問は
 ん憲法實に天皇の裁可を以て豫算の成立に必要なりとせば更に何の必要ありて第
 六十七條の歳出に對し特に政府の同意を求むべきことを規定したるか又は何の實
 効を期して議會の自由議決の範圍を限定したるか政府は第七十一條に依りて隨意
 に前年度の豫算を施行するの自由を有せば第六十七條は毫も政府に利する所なく
 而して該條規定外の歳出に對しても議會協賛の實効は其の規定内の歳出に對する
 と毫も異なる所なきに非ずやと

人又た或は言はん第六十七條は廣く豫算確定權の限界を定めたるものなり豫算を
 定むるは一の行政行爲にして既定の法律の範圍内に於てせざるへからざることを
 明にするものなり法の明文を以て豫算の性質に關する最近の學說を認めたるもの
 なりと此の解釋も亦た非なり第六十七條は單に政府の同意なくして必要の歳出を
 廢除削減するを得ざることを定むるに過ぎず故に該條の明文のみに付て見るとき
 の大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出と雖ども政府の同意あれし之を廢除
 削減するに妨なし若し夫れ豫算は現在の法制を基礎とするを要せざるや豫算を以
 て法律上必要の制度を廢するを得るや契約に因り政府に屬する義務を解除するを
 得るや豫算の現行法制の範圍内に於てのみ成立するを得るものなるやの普通一般
 の法理により之を論するを得へし直接に第六十七條の規定に依て之を決するを得
 す若し該條の規定にして果して豫算の法律及び契約等に對する關係を定むるの意
 あらば政府の同意の有無に由て區別を爲すの理なし法律上契約上必要の歳出は政
 府の同意あるも之を廢除削減するを得へからざるなり故に伊藤伯が第六十七條の
 註釋に於て(義解第百廿三頁)豫算を議する者の憲法と法律とに準據し憲法上及法律

上國家の制置に必要な資料を給備するを以て當然の原則とせざるべからずと言ふとき、蓋し一般の原則を明にしたるものにして直接に第六十七條を解釋するの意に非ざるべし之を要するに第六十七條は政府と議會との關係を規定するものなり豫算と法律との關係を規定するものに非ざるなり(讀者請ふ次節を參照せよ)以上陳ふるが如く裁可を以て豫算の成立に必要なものとするときは憲法第六十七條は全く一の冗文に屬すべし故に憲法が特に第六十七條の規定を設くるときは憲法の豫算成立の爲元首の裁可を要せざるの意なることを認めざるべからず憲法が豫算の裁可に付て規定する所なきの當然の事理にして更に言明を要せざるか爲に非ずして豫算の實に裁可を経るを要せざるが爲なり裁可を要せざるか故に裁可を拒むの權なし裁可を拒むの權なきか故に憲法は第六十七條の歳出に付て政府の同意を要するの必要を有す豫算は果して天皇の裁可を待たずして成立するときは既に成立の手續に於て全く法律に異なる既に形式に於て法律に非ざるときは既に實質に於て法律たることを得るや否を問はざるなり

此に一事の辨明を要するもの民法財産篇第卅一條と豫算との關係なり其の第二

項に曰く動産の公用徴收は毎回定むる特別法に依るに非ざれば之を行ふことを得ずと我邦の豫算法を論ずるに當て本條の規定に注目したるは余の知る所を以てすれり博士穂積八束氏が國民の友第百四號に登載したる短篇の論文を以て始とす氏の其の論文に於て自説を明にせずと雖も豫算を法律に非すとすの論者に對し速了に斷定を下すことを警戒せり其の要に曰く租税の動産の公用徴收の最も重要なものなるべし民法財産篇第卅一條は毎回定むる特別法を以てするに非ずして動産の公用徴收を行ふを得ざることを定めたり故に租税も亦た一年法に依るに非ざれり之を徴收すること能はざるべし余の民法の規定を以て違憲なりとするを憚るか故に猶ほ豫算の法律に非すと斷言するに躊躇せざるを得ずと民法財産篇第卅一條の意義にして此の解釋の如くならん該條と憲法との關係の一の難問なりと謂はざるべからず然れども租税を賦課徴収するは必ず法律を要すること既に憲法第六十二條の規定に由りて明なり故に民法財産篇第三十一條を以て租税に關係するものとするも其の趣旨の憲法第六十二條の法律の毎年之を更新せざるべからずと云ふに過ぎず而して民法財産篇第卅一條の必ずしも豫算を以て租税を賦課するを要

するものに非ざるなり故に該條の規定より直に豫算の性質に論及するの理なし加之憲法第六十三條の現行の租税の法律を以て之を廢止せざる限り舊に依て之を徵收すべきことを規定せり租税の大部分は此の規定に由りて不動の收入となれり若し民法財産篇第卅一條第二項をして一切の租税に關するものならしめば該條は明に憲法第六十三條の規定に牴觸す余輩は豫算を以て法律に非すとすることに躊躇せずして寧ろ民法の條項を違憲なりとするを憚らざるべきなり然れども若し虚心平氣に財産編第卅一條の規定を講究するときには憲法と矛盾せざるの解釋を爲すことを難しとせず租税を以て動産の公用徵收に非すとすることはなり

蓋し公用徵收なる文字の其意義極めて廣く單に文字に付て見るときは租税の徵收をも財産の收用をも包含するを得べきか如し民法財産編第卅一條か如何なる意義を以て此の語を用ゐるやを定めんと欲せし先づ租税と收用との性質の異同を辨せざるへからず收用の公共の利益の爲に所有權又は其他の物權を徵收し之を國家又は第三者に移すの行政行爲なり故に收用は租税と同じく國權の公共の目的を達するの手段なり又た收用は租税と同じく國權の發動にして孰れの場合に於ても臣民

との合意に基くものに非ず而して收用の租税と同じく國家の日常の政務を行ふか爲(鐵道、道路、城寨の築造等)必要なるものにして所謂國家の緊急權に基くものに非ず凡そ是等の點に於ては收用は租税の徵收と其性質を同じくす然れども收用と租税の徵收と全く性質を異にする所の主として其の目的とする所の權利の種類を異にするに在り收用は所有權又は其他の物權を強要し租税の賦課は單に國權の發動に由りて公法上の債權を生ずるに過ぎず故に收用は必ず確定したる物件あるを必要とし又た國家の求むる所は此の物件に在りて其の價金に在らざるか故に國家は其の強要したる物件に對して充分の賠償を與ふるを原則とす收用と租税とは此の如く其の目的とする所の權利の種類を異にす憲法第廿七條に曰く日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし公益の爲必要なる處分は法律の定むる所に依ると公益の爲にする收用は即ち本條の規定する所に屬す然るに憲法は猶ほ其の第二十一條に於て法律の定むる所に從ひ納税の義務を有することを規定せり憲法か此の如く同時に二箇の條項を設けたるの何をや納税の公益の爲に所有權を侵さるゝの場合に非されはなり民法財産編第一部は物權に關するの規定なり其の第一章の所有權に關

するの規定なり其の第三十一條は所有權を強要せらるゝ場合を定むるの條項なり
 租税賦課の性質の公法上の債權を生ずるに在ること既に説明したるか如し故に人
 民が租税の賦課に應じて任意に之を納付するとき其の納付したる一定の貨幣の
 所有權の強要の讓渡に因らず任意の讓渡に因りて移轉すること私人に對する負債
 を償還する場合と異なることなし人民が租税の納付を怠りたるか爲國稅息納處
 分法に依り金錢を押收して以て未納額に充つる場合の民法上の強制執行と同じく
 既定の債權を行ふの方法たるに過ぎず此の場合に於ては復た其の處分の公益の爲
 に必要なるや否を問はざるなり租税の所有權の讓渡を強要するものに非ず而して
 民法財産編第卅一條の所有權強要の場合を規定するものなるときは其の所謂動產
 の公用徴收の租税を包含せざること自から明かなり
 然り則ち動產の公用徴收とい何ぞや蓋し收用は主として不動產に關するを常とす
 と雖も其の性質上必ずしも不動產に限れるに非ず飲食食品取締に關する獨逸の法律
 に於て警察官に與ふるに検査の爲賠償を與へて店舗に存在する飲食食品の見本を徴
 收するの權を以てしたるか如きは動產收用の一例なり「スタンゲル」は又た獸疫の傳

播を防ぐか爲獸疫に感染したる家畜を撲殺するを以て動產の收用と稱すべきもの
 なりと謂ふと雖も此の場合には素と警察上の處分にして必ずしも所有權の移轉を
 要せざるか故に以て收用の適例となすを得ず要するに公用徴收は動產に關して
 も全く其の例なきに非すと雖も實際不動產の收用は公用徴收の最も重要なもの
 なるか故に諸外國に於ても動產の公用徴收は之を特別法に委するを常とす若し
 夫れ民法財産編第卅一條か動產の公用徴收は必ず毎回定むる特別法を以てすへし
 と云ふは立法論として論難すべきものなきに非すと雖も是れ余輩の此に論する
 所に非ざるなり民法財産編第三十一條は租税の徴收に關するものに非ず故に該條
 は毫も憲法の規定に反する所なく而して豫算の性質は毫も該條の規定に由りて變
 更する所あるなし余は立法の歴史に涉りて立法者の意思を推究するの便宜を有せ
 すと雖も該條の目的及び前後の關係により立法者の意思は余輩の解釋する所に
 外ならざること信す

本論を草し終りたる後偶然東京日日新聞の舊紙を搜索して中村弘一氏の寄書を
 發見せり(明治廿四年一月七日發兌東京日日新聞其の立論の可否は且らく問はず

氏の寄書に由りて民法起案者の意を知るとを得たるは余之を氏に謝せざるを得ず豫算の法律に非ざること既に詳論したるか如し然らば則ち帝國憲法に謂ふ所の豫算は果して如何なる性質を有するか或は之を以て行政官廳に對するの訓令となすものあり然れども訓令は上司下司の關係に基くものに外ならず而して官廳に對して指揮監督の權を有するもの獨能く之を發することを得へし故に行政各部の官廳は國務大臣の訓令を奉せざるへからず國務大臣は亦た元首の命を守らざるへからず國家の行政機關は皆元首に隸屬す而して議會は直接に官廳に對して指揮監督するの權を有せざるなり故に官廳は元首若くは其の委任を受けたる上班の官廳より訓令を受くることを得へく而して帝國議會又は貴衆各院より訓令を受くるを得へからざるなり豫算の原案は素政府の手に成るものなるを以て其の元首の裁を経たること論を俟たず然れども帝國議會に於て修正删除したる豫算に對しては裁可に由るに非されり元首の意思を知るに由なし豫算は天皇の裁可を要せざること余輩既に之を論せり豫算は單に議會の決議に由りて成立するものなり單に議會の決議に由りて成立するものは訓令に非ざるなり故に豫算を以て行政官廳に對するの訓

令となすの説は未だ以て我國法の法理を得たるものとするを得ず學者は又た往々豫算を以て財政の計畫と見做すものあり其の説の要に曰く凡そ公共の經濟なると私人の經濟なるとを問はず歳出入巨額に達するもの預め其の計畫を爲すの要あらざるものなし故に府縣には府縣の豫算なかる可らず町村には町村の豫算なかるへからず私立會社も豫算を要し大資産家も亦た豫算を要す國家は最も大なる經濟を有するものなり故に國家に豫算の設なき時の財政の整頓の之を望むへからず而して豫算の必要の獨り立憲國に存在するものに非ざるなり之を諸國の歴史に徴するも豫算は往々立憲制度に移るの前既に嚴然存在し一の欠くへからざる行政行爲たり其の後專制制度より立憲制度に變遷して豫算を代議會の議に付するに及んでも豫算の猶ほ其の行政行爲たるの性質を變ずるとなし豫算は立憲國に於ても專制國に於ても同しく國家財政の計畫たるに過ぎずと然れども豫算は單に歳入歳出の金額を豫測し之を比較して以て出入の平均を求むるの資となすに止まらず亦現行の法制に基きて支出の必要なるや又は有益なるやを査定するの目的を有すると學者の普く認むる所なり一たび支出の須要及び之に對する収入の利

害得失を審査して財政の計畫を定むる時の將來此計畫に従て財政を處理せざるへからず何となれば計畫とは將來事務を執行するに當りて依るべきの準繩を定むるものに外ならざれりなり故に「シュルツェ」は曰く豫算は財務に關する行政條規なりと「ライバンド」は曰く豫算は行政の準繩にして及ふ丈け遵奉せざるへからざるものなりと伊藤伯も亦た曰く豫算の行政官の遵守すべき準繩を定むるものなりと國家の行政機關が豫算を奉ずるの職責を有するの國家自から將來施政の計畫を定めて以て其行動を羈束するに因らざるへからず「シュルツェ」は曰く豫算の國權が自から其の行爲に關して規定する所の行政條規なりと「ライバンド」は曰く獨逸帝國の歲計豫算の帝國最高機關の定めたる行政の綱領なりと故に豫算の國權を總攬する者又の行政を統轄する者より出づるに非ざれり行政機關をして之を遵奉せしむるの効力を有すると能はず而して行政機關をして遵奉せしむるの効力を有せざるものは財政の計畫に非ざるなり我邦の豫算の帝國議會の議決に由りて直に成立するものなることは屢々之を論せり抑も帝國議會の國權の總攬者に非ず故に行政機關に對して命令するの權を有せざるなり帝國議會は亦た國家行政の局に當るものに非ず故に議會

の自から將來施政の準繩を定むることを得ざるなり之を略言すれば帝國議會の其の單獨の意見を以て財政の計畫を定むるの權を有せざるものなり故に豫算を以て財政の計畫となすの説も亦た之を我國法に適用することを得ず豫算の官廳に對するの訓令にも非ず國家財政の計畫にも非ず豫算の完全なる國家の意思の發動に非ざるなり憲法第六十四條は豫算の帝國議會の協賛を經へしと言はすして國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へきことを規定せり故に國家の歳出歳入の事且らく茲に論せず次節に詳述すへし帝國議會に於て預め其の必要又の有益なることを承認するに非ざれば之を支出することを得ざるを原則とす而して豫算の議會が其の承認を與ふるの具たるに過ぎざるなり議會に於て豫算を議定するときは政府は其の定むる所の範圍内に於て隨意に支出を爲すことを得へし然れども政府の必すしも其の定むる所の費用を支出することを要せず故に帝國議會の意見の既に豫算に由りて定むると雖も國家が費用を支出し又は支出せざるの意思の豫算に依て定まるに非ずして元首が官廳に對して發する一般又は特別の命令に由て始めて定まるものなり之を略言すれば豫算の單に議會が國家

の歳入歳出を承認するの形式に外ならざるなり
 人若し猶ほ明に豫算の性質を解せんと欲せし之を憲法第六十四條の事後承諾に比較するに如くいなし蓋し豫算外の支出及び豫算超過の支出に對する事後の承諾の全く歳計決算と性質を異にし寧ろ決算の基礎となるものなり政府は豫算外の支出又ハ豫算超過の支出に對し既に議會の承諾を経たるにも拘はらず猶ほ一般の收入支出と共に其の決算を帝國議會に提出して之か審査に附せざるへからず故に「ロエンチ」の事後承諾を以て豫算を増補するものとせり(字漏西國法第一卷第六百十八頁「ライバンド」は曰く(獨逸國法第二卷第千六百頁及字漏西國法第五十七頁)豫算外の支出を承諾するは事實歳計豫算を増補修正するものに外ならずと又た曰く事後の承諾の假定のものにして政府か歳計決算を提出するの義務を解くものにあらず是れ事後承諾の豫算と性質を同じくする所なりと「ヘーデル」も亦た曰く(法律論第三百四十頁)事後の承諾ハ豫算に依らず又は豫算に超過したるの理由を辨解して以て決算上の責任解除を得るの目的を有するものに非ず故に事後の承諾ハ會計検査院の検査に先たちて之を與ふべきものにして豫算の項目に關する計算上の審査に従屬す

るものに非ず其の目的は全く決算上の責任解除を求むるの外に在り他なし豫算に違反したるの理由を辨明し違反に由りて生じたる事實をして豫算の定むる所の準拠に代りて歳計決算の基礎たらしむること是なり「ライバンド」が事後の承諾ハ歳計の決算に非ずして豫算の修正なりと論するハ極めて當を得たるものなりと事後承諾ハ此の如く豫算を増補修正するものなる時の豫算は亦た必ず承諾と共同の目的を有するものならざる可らず而して事後承諾の目的ハ議會か政府の行爲に異議なきことを定めて以て他日の歳計決算の基礎となすに在ること「ライバンド」及び「ヘーデル」の論するか如し豫算の目的も亦た實に之に外ならざるなり故に豫算ハ立憲制度に移るの前既に諸國に存在せりと雖ども其の性質は立憲國に遷るに及んで全く一變せり立憲國の豫算は復た單純なる財政上の豫測に止まらざるなり豫算を以て財政の計畫となすの論者(例ハ「シユルツ」)及び「ライバンド」も雖ども概ね皆豫算法律の効用を以て主として國家の收入支出に付き政府か他日其の必要又は利益を證明するの責任を免るゝに在りとし豫算不成立の場合に於てハ政府は此の證明の責任を預め免るゝの利益を有せざるに止まることを主張せざるなし「ライバ

「ンド」の「イェリキック」の説を駁するに當りて論して曰く(獨逸國法第二卷第千四十二頁) 余輩の論する所のものは豫算の經濟上の効用に非ずして其の法律上の効用なり(中略)豫算法律の成立せざる場合に於て政府が財政の秩序を維持するか爲獨斷を以て定むる所の豫算は國法上豫算法律に代るものに非ず又た決して之に代るべきものに非ず何となれば此の如き豫算は議會に對する政府の責任を解くと能はされりなり故に政府が專斷を以て定むる所の豫算の憲法に違反するものに非ず又た憲法に依るものにも非ず此の如き豫算の全く法の關與せざる所なりと是に由て觀れば「ラトバンド」が李滯西豫算法に於て(第十三頁)豫算を定むるは法律上の必要に應ずるものに非ずして専ら經濟上の必要に應ずるものなりと言へるは之を立憲國憲法の豫算に適用するとを得す又た豫算を以て財政の計畫となすの論者は豫算の立憲國の特有する所に非ざると主張すと雖ども其の專制國に於けると立憲國に於けると大に目的及び性質を異にするの事實の之を認めざるを得ざるへし以上論するか如く豫算の國法上の効用は主として事後の承諾と同しく政府をして議會に對する證明の責任を免れしむるに在り而して政府が支出の必要或は有益なることを證明す

るの責任を免るゝは帝國議會の既に之を承認したるに因るものなるを以て豫算は單に議會の決議に由て之を定むるを得べきこと事後承諾の場合と異なることなし故に豫算を以て元首の裁可を待たずして成立するものとなすは立法の理由より論するも決して豫算の性質に反する不當の説に非ず唯帝國議會の決議に加ふるに天皇の裁可を以てし正式に之を公布するときの議會が政府に承認を與ふると同時に併せて官廳に對し豫算を遵奉するの職責を負はしむることを得べきの差あるのみ帝國憲法は此の二箇の元素を分離し豫算を以て専ら政府と議會との關係を定むるものとなし官廳に對して財務の準繩を示し之を遵行するの職責を負はしむるの別に天皇の命令を以てするの法を取れるなり

明治廿四年度の豫算の政府天皇の裁可を経て之を公布せり此の事實の毫も豫算の性質に關する余輩の意見を反證するものに非ず又た政府は之が爲に憲法に違反するの責を負ふとなき前項の終に論したる所に由りて讀者既に了解の端緒を得たるなるへし抑も豫算の法律に非ず命令にも非ず單に帝國議會が政府に對し必要又は有益なる支出及び之に對する收入の承認を與ふるの形式に外ならず故に帝國議

會の決議に由りて成立したる豫算ハ未だ直に官廳に對して遵由の義務を負はしむるを得ざるなり然とも政府若し議會の同意したる歳入歳出額の範圍内に於て國家の財務を處理して以て憲法第六十四條の規定に従はんを欲せば政府ハ官廳に對して収入支出に關する一定の準繩を示し且つ之を遵行せしめざるへからず此の準繩を定むるの命令又は訓令は其定むる所必ずしも豫算と同一なるを要せず政府ハ或ハ一年の豫算を數期に分つを得べく或ハ各省に對して各別の豫算を命令するを得へし且政府ハ必ずしも議會の同意したる金額を支出せざるへからざるの職責なきか故に豫算の定額を削減して官廳に命令するも亦妨なし元首ハ官廳に對して發する命令も將來の收支を豫測するものなるか故に亦た目するに豫算を以てするを得へしと雖も其性質ハ全く憲法の謂ふ所の豫算なるものと異なる前者ハ官廳の天皇に對する關係を定むるものにして後者の政府の議會に對する關係を定むるものなり故に政府ハ天皇の裁可を経て明治廿四年度の豫算を公布したるときハ是即ち既定の豫算に基き官廳に對し収入支出の準繩を命令するの一法を取りたるに外ならず而して此の方法は蓋し實際に於て最も便なるものなるへし然れども此の場合

に於ても裁可の豫算の成立に必要なる元素に非ずして既成の豫算に基きて發する所の命令に對し遵由の効力を與ふるものに過ぎざるなり

第十七節 豫算の成立—豫算の効力—豫算の不成立

豫算を調製し及び之を議會に提出するの順序ハ會計法會計規則及び其の他の法令に備はれり此に是等の法則を網羅するは既に緒言にも陳へたる如く本篇の目的とする所に非ず余輩ハ唯憲法の條項より演繹することを得へき二三の原則を擧ぐるを以て足れとすへし

(一)國家の歳入歳出は其の法律に基くと行政の處分に因るとを問はず凡て豫算を以て帝國議會の協賛を経ざるへからず此に例外を成すものハ憲法第六十六條の皇室經費及び第六十八條の繼續費なり皇室の經費ハ現在の定額を増加せざる限は帝國議會の協賛を要せず數年に亘るの繼續費は一たハ議會の協賛を経るときハ更に毎年之ハ協賛を経るの要なし此の二種の歳出ハ議會之に協賛し又ハ協賛せざるの權限なしと雖ども之に供給するの財源は亦た一般の収入に在るを以て兩種の經費を

も併せて豫算に載するの收支を對照するが爲に得ざる所なり然れども之を豫算に併載するの唯對照の便に供するが爲にして議會の協賛を求むるか爲に非さるか故に議會に於て之を廢除し又の削減するの議決を爲すも何等の効力を有せざるべきの多言を俟たずして明かなり

(二)豫算の毎年之を帝國議會に提出せざるへからず憲法第六十四條に毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へしと言ふときは此の法文の三種の解釋を容るゝか如し其一の之を以て毎一年即ち十二月間の豫算を定むべきことを規定するものとなすに在り此の解釋に従ふときは或は六月間或は十八月間の豫算を調製するは憲法の規定に違反するものなり然れども國家は將來經濟事情の變更又は其の他の原因に由りて會計年度の開閉期を變更するの必要を見ることなきを保し難し此の場合に於て舊會計年度より新會計年度に遷るの時に際しては或は十二月に滿たす或は十二月を超ゆるの豫算を定むるも事實已むを得ざる所なり而して第一の解釋に従ふときは「ラトバンド」の如く此の如き變体の豫算を以て違憲と認めざるへからず果して然らば會計年度の憲法の改正に由るに非されは決して變更するを得ざるものとな

さるへからざるなり是れ蓋し第六十四條の趣意に非ざるへし第二の解釋の「毎年」を以て「每會計年度」と解するに在り此の解釋の稍附會の嫌なき能はざるのみならず毎年の二字を以て全く贅言たらしむるものと謂はざるへからず何となれば會計年度は豫算か其の効力を有すべき一定の時限に外ならず而して每會計年度豫算を以て議會の協賛を経へしと言ふの豫算の効力を有すべき各時限の爲に豫算を以て議會の協賛を経へしと言ふに異なることなかるへければなり故に余輩の以上二種の解釋を捨て、第三の解釋を取らざるへからず余輩の見る所を以てすれは憲法第六十四條に毎年と謂ふは會計年度の長短を定むるものにあらすして單に帝國議會の協賛を得べき時期を定むるものなり故に二年乃至三年に一回豫算を議會に提出して之か協賛を得るか如きは第六十四條に牴觸すること疑を容れずと雖ども毎年の議會に明年四月一日より明後年一月卅一日迄即ち十ヶ月間の豫算を提出し明年の議會に於て第三年目の三月卅一日に至る迄十四ヶ月間の豫算を提出するとあるも之を目するに違憲を以てすることを得ず六十四條は歳出歳入云々と言ふと雖ども此の兩語より一年の収入支出は必ず一回の豫算を以てせざるへからずと推論すると

を得ず何となれば一年の収入支出を數回に又は數年の収入支出を一回に豫算するも豫算を以て歳入歳出の協賛を経るものたるを失はされはなり故に第六十四條に於て歳出歳入と言ふも此の兩語により豫算は必ず十二月の收支を定めざるべからずと推論するを得ざるなり會計法第一條は毎年四月一日より翌年三月卅一日に至る十二月間を以て政府の會計年度とせり然れども將來會計年度開閉の時期を變更するの必要を見るとあらは舊會計年度より新會計年度に移るの際に處するか爲十二月に滿たす又は十二月に超過するの豫算を定むるとあるも決して憲法に違反するものに非ざるなり第六十四條の「毎年」の意義は第七十二條を比較するに及んで愈々明かなるべし第七十二條は毎年歳出歳入の決算を議會に提出すべきことを定めず故に決算は二年度分を同一の會期に提出するを得べく而して政府は毎年の會期に必ず決算を提出せざるべからざるの職責を有するものに非ず然るに豫算に對しては憲法は反對の規定を設けんとを欲す是れ蓋し第六十四條か毎年帝國議會の協賛を経へしと言ふ所以なり此の原則は又た會計法第五條の認むる所なるか如し」

〔三〕豫算は年度開始前に於て帝國議會の協賛を経ざるべからず何となれば豫算とは

豫め未生の収入支出を算するの謂に外ならざればなり會計法第五條も亦た明かに規定して曰く歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべしと」

〔四〕憲法第六十四條は國家の歳出歳入は豫算を以て議會の協賛を経べきことを規定せり然れども必ずしも一箇の豫算書を以て協賛を経べきことを規定せず故に歳入歳出を數箇の豫算書に分ちて議會の協賛を経るも亦た憲法の禁する所に非ずと謂はざるべからざるなり會計法は明文を以て憲法第六十四條の規定を補へり其の第二條に曰く租税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すべしと故に豫算は特別會計に屬するものを除くの外一切の收納及び一切の經費を通して一箇の文書と成すを原則とす然れども豫算は單に豫期することを得べき歳出入を計算するものに過ぎざるか故に豫算成立後に至りて臨時の必要を生したるか爲追加豫算を編製するは憲法及び會計法の禁する所に非ざるべしと多言せずして明かなり

〔五〕豫期すべき歳出の外豫算には憲法第六十九條に従ひ避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又い豫算の外に生したる必要の費用に充つるか爲に必ず豫備費を設く

るを要す故に政府が豫備費を設けざるの豫算を提出し又は議會に於て豫備費を全廢するは共に憲法の規定に背反するものにして豫算不成立の一原因たるものなり」

(六)豫算は収入支出の二大部分に區別すべきこと其の歳入歳出の各部内に如何なる細別を爲すべきやハ憲法の明に定めざる所なりと雖も支出に關しては第六十二條第二項の規定より其の趣意を推測するを得へし其の文に曰く豫算の款項に超過し云々支出あるときハ後日帝國議會の承諾を求むるを要すと抑も豫算超過の支出に對して後日議會の承諾を要するハ何そや議會の協賛したる所に違ふて支出を爲すの已むを得ざる場合を生じたるはなり故に憲法が款項に超過するの支出に對し議會の承諾を要するときは豫算の款項は議會の協賛を以て定むべきものなること知るへし款項内の目節に至てハ政府超過の支出を爲すも後日議會の承諾を要することなし他なし議會の協賛の効力は目節に及りされハなり故に豫算に目節を別て議會に提出することあるも是れ唯参考の爲にするに止まり必ずしも議會の協賛を経べきものに非す何となれハ政府を限制するの効力なき協賛は憲法の謂ふ所の協賛に非さればなり

會計法第六條も亦た憲法の趣意に従ひ歳入歳出を經常臨時の二部に大別し各部之を款項に區分すべきことを規定す然れども款項の區分ハ到底形式上の區分に過ぎず如何なる種類の歳出入を以て款となし如何なる種類を以て項となすべきやハ積年の慣習と財政術の示す所に由りて定まるべきものにして預め一定の原則を設くるを得ず

(七)豫算ハ前に衆議院に提出すへし是れ憲法第六十五條の定むる所にして豫算案の普通議案に異なる所なり

以上の豫算の編製及び提出に關し憲法の條項より演繹することを得べき最も重要な原則を擧げたるに過ぎず余輩ハ是より我邦豫算法中至難の疑問たる帝國議會の豫算議定權に論及せんとす憲法の條項中議會の豫算議定權に對して一大制限を加ふるものあり第六十七條の規定是なり

憲法第六十七條の解釋に關して最も疑あるものは憲法上の大權に基ける既定の歳出とい如何なる種類の歳出を稱するやに在り伊藤伯は二三の實例を擧げて其の意義を説明したれども憲法義解中其の一定の觀念を示したる所なき故に此の種の

歳出は果して如何なる範圍を有するやに關しては伯の意見を知るに由なし今若し憲法第六十七條の規定を詳解して其の正確なる解釋を得んと欲せし先づ大權の意義を論せざるへからず余輩の見る所を以てすれば憲法上の大權とは國家の元首か憲法に依りて専有し他の獨立の機關の協賛を俟たずして専行するを得べき一切の權を稱するものなり此の見解の蓋し幸にして人の異論を免るゝを得んか然れども大權の意義は第六十七條を解釋するの基となるべきものなるを以て猶ほ此に少しく之を詳論すべく而して大權の觀念は主として英國の國法に於て發達したるものなるか故に英國々法に關する二三の著述を引用して解釋の助となさんとす

「グナイスト」は曰く(英國行政法第一編第五百四頁)國王は立法の形を以て現はるゝと命令權の形を以て現はるゝとを問はず凡て政權の淵源にして直接の國家官廳たると間接の國家官吏即ち自治体の吏員たるとを論せず國家意思を執行する一切の機關に長たるものなり此の關係に屬する一切の方面を總稱して國王の大權と云ふと氏は又た「ロード、コーク」の用ゐたる大權の觀念を以て「ブラックストーン」以來普ねく人の認むる所のものとせり「コーク」の定義に曰く大權とは法の國王に與ふる一切の

權力尊榮及び特權を總稱するものなりと然れども英國の國法學者中或は大權の意義に幾分の制限を加へて之を用ゐるものあり「コックス」「トッド」の如き是なり兩氏の大權を以て成文法に由り國王に與へたるものを除くの外王位に屬する一切の政權を總稱するものとせり「トッド」の大權の範圍を論して曰く大英國君主の大權は甚だ廣くして又た極めて重要なものなり國王は國家一切の行法權の中樞たり而して政府の行政機能は國王を以て其の淵源とし民政上司法上軍事上宗教上の事務に關する最上權は皆國王に屬せざるものなし國王の又た立法權の首長にして其の必要なる一元素たり國王の陸海軍の元帥なり榮譽權利の淵源なり又た既決の犯罪者を赦すの權を有するか故に恩惠の施與者たり國王の國教の元首なり外に對して國家の尊嚴の代表者たり而して國王の戰を宣し和を講し及び外國と條約を締結するの權を有すと

國王の大權の頗る廣きとは英國々法學者の普ねく認むる所なるか如し唯成文法の明文に由り國王に委任したるものを以て大權の一部となすとなさゝるとの差あるのみ然れども此の區別の素と英國に於ける慣習法と成文法との特別の關係に基く

ものにして之を他國の國法に適用すべきものに非ず我邦に在ての憲法も亦た一の成文法に外ならず元首の大權は凡て成文法に基くと謂ふも過言に非ざるなり故に余輩ハ「コックス」ト「ド」の定義を取らずして寧ろ「コーク」の定義を取らざるへからず又英國の國法に依るときハ立法權ハ國王及ハ上下兩院ハイツ・イン・パルラメントに存在するか故に單に國王の權と言ふときは自から立法權を包含せざることを知るへし國王の大權ハ立法機關の一元素たるの權を包含するのみと雖とも我邦に在ての立法權も亦た獨り元首の掌握する所なるを以て單に大權を以て元首の權となすときハ大權ハ全く統治權と範圍を同くするに至るへし是れ余輩ハ大權を以て他の獨立の機關(即ち帝國議會)の協賛を俟たずして專行するを得べき權となせる所以なり

憲法第十七條第二項ハ余輩の解釋の正しきを證す其の文に曰く攝政ハ天皇の名に於て大權を行ふと抑も攝政は元首大政を親らすること能はざるの事情あるときに當りて元首に代りて一切の大政を行ふの職に在るものなり元首の行ふことを得べき所にして攝政の行ふこと能はざるものは唯憲法及ハ皇室典範の改正を裁可するの一事のみ其の他攝政ハ天皇の名に於て行ふことを得るの權ハ元首ハ親ら行ふこ

とを得る所と全く範圍を同じくす而して憲法は大權の一語を以て悉く此の權を包括し其の制限を要する者のハ特別の條文を以て之を規定せり第七十五條是なり伊藤伯も亦た天皇の大權を論して曰く(義解第二十九頁)元首の大權ハ憲法の正條を以て之を制限するの外及はざる所なきこと宛も太陽の光線の遮蔽の外に映射せざる所なきか如し此れ固より逐節叙列するを俟ちて始めて存立するものに非ず云々と伯は大權の定義を下すの意に非ざるを以て此に帝國議會の協賛を経て行ふべきものも亦た天皇の大權に屬するや否を明言せずと雖も其の憲法の正條を以て制限するの外と言ふを見れば伯の眞意の在る所亦た推知し難からざるか如し憲法の所謂大權ハ統治權と同義に非ざること第十七條第二項と第四條及ハ五條との對照に由て明かなり第四條ハ統治權を總攬し憲法の條規に依り之を行ふと言ひ第五條ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと言へり之に反して第十七條第二項は單に大權を行ふと言ふに止まれり是に由て觀れば大權とは既に性質上憲法條規の範圍内に存在し又た帝國議會の協賛を要せずして行ふことを得べきものたること知るへし以上論する如く大權とハ他の獨立なる機關の協賛を俟たずして元首の行ふことを

得べき一切の權を總稱するものにして官制陸海軍の編制等憲法第一章に特別の條項あると否とを分たさるか故に單に憲法上の大權に基ける歳出と言ふときは法律に基くものを除くの外一切の歳出を包含し敢て其の必要の歳出なると隨意の歳出なりと將た經常の歳出なると臨時の歳出なるとを問はざるなり然れども憲法第六十七條は憲法上の大權に基ける一切の歳出に付き政府の同意を要するものに非ずして其の同意を要するの既定の歳出に止る

既定の歳出とは文字のみに就て見るときは憲法制定の當時既に定まれる歳出と解することを得へしと雖ども此の解釋は論理上之却けざるへからず抑も憲法は萬世に亘るの大典にして第六十七條は憲法施行の際に處する一時の規定に非ず而して偶憲法制定の當時に定まりたる歳出額を幾百千年の後に存續するの憲法第六十七條の意に非ざること問はずして明かなり伊藤伯の既定の歳出を以て憲法施行の前と施行の後とを論せず豫算提議の前既に定まれるものとせり是れ余輩の全く伊藤伯に同意する所なり然らば則ち歳出の豫算提議前に定まるは果して如何なる國家行爲に因るか

世間普通の解釋に依るときは既定の歳出は前年度の豫算に由りて定まれるものなり伊藤伯も亦た此の解釋を取る者の如し伯は曰く(義解第百廿四頁)既定の歳出と謂ふときは其の憲法上の大權に基くに拘らず新置及増置の歳出の仍議會に於て論議の自由を有する也と然れども余輩は此の解釋に同意すると能はざるなり若し憲法上の大權に基ける歳出にして前年度の豫算に一定の額を成す者ハ皆第六十七條の所謂既定の歳出なりとせり凡そ國家の歳出の其の必要なると隨意なると經常なると臨時なるを論せず苟も前年度の豫算に載するの額ハ議會全く之か論議の自由を有せずと推論せざるへからず(支出の目的消滅したるものハ格別なりとす)是蓋し論者の希望せざる所なるへしと雖ども論理上の結果ハ復た之を如何ともすへからず何となれハ法律に基くの外一切の歳出は第六十七條第二段の明言する所にして法律に基かざるの歳出の悉く大權に基くものなることハ余輩の既に詳論したるか如くなれりなり且つ夫れ一年度の豫算中一の歳出の既定の歳出なりと謂ふときは此の歳出の必要既に該年度に對して定まれるとを要す若し單に前年度の爲に定まれるものを以て既定の歳出と稱することを得ば五年十年前の豫算に定むる所も亦た前年度の

豫算に定むる者と均しく既定の歳出と稱するを得へし故に既定の歳出を以て前年度の豫算に一定の額を成すものと解釋せんと欲せば論者は必ず先づ前年度の豫算が今年度の歳出を定むるの効力を有するものなることを證せざるべからず是れ「ライバンド」が會て其の字「漏西豫算法」に於て試みたる所なり伊藤伯の憲法義解に於て(第二百二十二頁)既定の歳出と云々經常費額を成すものを云ふと言へり而して伯の此の論斷の根據を示さずと雖ども「ライバンド」の論する所を蓋し伊藤伯其他前年度の豫算に今年度の歳出を定むるの効あることを主張するの論者か自説を辨護することを得へき唯一の論據なるを以て茲に大意を譯出して少しく之が評論を試みんとす

「ライバンド」の所論の大意に曰く(字漏西豫算法第三十九頁以下)國家の機關として國家の意思を表示するの職を充たす者の新陳常に代謝すと雖ども一たび表示したる國家の意思の在職者の交迭ありたるか爲に其の効力を失ふものに非ず是れ國家の性質に基く一原則なり例へば法律及び國際條約は其成立に參與したる大臣議員共に世を詳し又は職を去るも猶ほ依然として其の効力を失はざる何人と雖ども疑

はざる所なり此の原則の又た均しく官廳の一切の行爲に適用すべきものとす而して議會と雖ども亦た此の原則の外に出つる能はざるなり議會の行爲にして國法上の効力を有せざる者の後の議會を羈束するの力を有せずと雖ども議會に於て一たび國法上の効力を以て議決を爲したる時の後の議會か之を不當と認むると至當と信ずるを問はず依然として將來に効力を有す立憲國に於ての立法並に議會の同意を要する行政事務に關し契約に類する一種の關係を生ず此の關係は固より民法上の契約と同視すべきものに非ずして唯國家の機關たる政府と議會との間國權の行働に關して成立したる合意に過ぎず然れども此の合意にして一たび成立するときは民法上の契約と均しく双方の合意に因るに非されぬ之を變更し又ハ廢止することを得ず而して一方の異議に由て之を左右すべきに非ざるなり此の原則は亦た之を豫算に適用することを得へし蓋し豫算は單に一ヶ年間の爲に發するものにして又た現に一ヶ年間の爲に豫期すべき収入及び支出の計算を定むるものに過ぎず其の財政上の効力の全く一年度に限る然れども其の實質に付て論すれば豫算の効果の遠く一箇年の時限外に及ぶものなり而して其の効果を有すべき時限の長短

は一に支出各項目の性質如何に依る行政の處置の或は一年にして完結し其の費用も亦た全く一箇年に限るものありと雖も行政上の處置及び國家の制度の其の存続の時限長く從て其費用の總額は一年の豫算に集むることを得ず之を各年に分配し數年の豫算を以て定めざるべからざるもの多し此の標準に由て區別するときは國家の歳出の一年にして完了するものあり數年に亘るものあり又た永遠に繼續するものあり一年にして完了する歳出の議會固より次年に至りて之を削除するを得へし然れども數年に亘るの歳出又は永遠の歳出に關し議會一たび同意を表して國定の制度又は行政上の處置の必要を認むるときは議會は將來此の議決に由て政府との間に成立したる合意の爲に羈束せられざるを得ず故に後の議會の政府の同意なくして永遠の歳出又は數年に亘る歳出を廢除削減すること能はざるなりと此の論據を以て假りに正當なりとせし既定の歳出の必すしも經常費額を成すものに止まらず臨時の歳出中數年に亘るの事業にして憲法第六十八條に依り繼續費として帝國議會の協賛を経さりしものも亦た既定の歳出に外ならず故に伊藤伯が既定の歳出とは云々豫算提議の前に既に定まれる經常費額を成す者を謂ふと斷言す

るは余輩之を解すること能はざるなり

「ライバンド」の説は始めより學者の大に攻撃する所となれり「シュルツェ」の曰く「李滯西國法第二卷第四百四十四頁」ライバンドの意見は所謂豫算法律の財政上及び國法上の効用と相容れざるものなり凡そ大國に在ての國政上の必要年々歳々變更して一たびも休止することなし必要な永遠の制度を維持し及び避くべからざる需要に應ずるか爲にする歳出と雖も事情の變更に因りて節減を要するとあり又た節減するを得べきとあり之を概言すれば財政の全部は常に移動變更すべき性質を有す是れ實に短期の會計年度を定めたる所以なり存続の久しきに亘るは法律の性質にして其の一時期に限るの豫算の性質なり「ライバンド」が國家の意思の永續に付て論ずる所は概して正當なりと認めざる可らず而して既定の法律は立法各機關の合意に由り法律を以て之を變更せざる間は決して其の効力を失ふとなきは原則として争ふ可らざる者なりと雖も豫算の實に此の原則を適用す可らざる例外的場合なり何となれば豫算の性質に基き及憲法の明文に依り一の短期即ち一年間の爲に定むる者に過ぎされりなり人若し豫算を定むるは行政行爲にして法律に非ずとの眞

理を確信するときは特に一箇年間の爲に定めたる豫算に依り單に目的の將來に繼續するの故を以て其の目的に充つる費額の永遠に裁可せられたることを主張する能はざるなりと余輩も亦た「ラーバンド」の説に同意すること能はず帝國議會の協賛の目的の支出の必要又は有益なるを承認するに在ると既に詳論したるか如し然れども此の承認の効力の國法上一年間に限るを以て原則となすことは憲法第六十四條の明かに定むる所なり蓋し議會に於て一たひ數年に亘るの事業又ハ永久の制度に關し必要利益を認めたるべきの議會は德義上將來に於ても亦た之を承認するに至當とすと雖とも國法上必ずしも之を承認するを要せず何となれば議會の一年を限り國家の事業及び制度の必要を認められとも國法上未だ其の次年に於ける必要を認めたるとなければなり議會か一の歳出を承認するの職責を有するは前年度の豫算に於て之を議決したるに因るに非ずして法律命令の規定あるに因るのみ故に「ラーバンド」の説の獨逸に於ても多數學者の同意を得るに至らず而して「ラーバンド」も亦た終に其説を變更するに至れり(獨逸國法第二卷第九百九十六頁)獨「ザイデル」の今日に於ても猶ほ此の説を固守すと雖も「バイエルン」國法第四卷第三百九十

六頁以下)其論據に至ては別に見るべきものなきか如し

前年度の豫算ハ今年度の豫算を定むるの効力を有するものに非ず前年度の豫算は單に前年度の歳出を定め今年度の豫算ハ單に今年度の歳出を定む前者は其の効力を今年に及ぼすこと能はず而して後者の其の効力を明年に及ぼすこと能はざるなり前年度の豫算を施行する場合に於てハ憲法第七十一條の明文に由り之に付するに今年度の豫算に代るの効力を以てしたるか故に其の今年度の歳出を定むるの効力を有すること特に今年度の爲に豫算を定めたるに同じと雖ども此の場合に於ても前年度の豫算は前年度の豫算として當然其の効力を今年度の歳出に及ぼすに非ず故に憲法が單に既定の歳出と謂ふの故を以て前年度の豫算に定めたる歳出は凡て政府の同意なくして之を廢除削減するを得ること「ザクセン」アルテムブルヒ「憲法第二百三條の規定する所の如しとするは其理を解すへからざるなり

國家の行爲にして豫算に對し支出を豫定するの効力を有するものハ曰く法律なり曰く命令なり曰く契約なり而して法律ハ専ら天皇の大權に屬するものに非ざること既に論したるか如くなるを以て憲法上の大權に基ける既定の歳出ハ命令又ハ條

約に基く國家の歳出に外ならざるなり「リッペ」の學國貴族院に於ける千八百七十九年二月十二日の報告中官廳組織の勅令に關して論じて曰く豫算承諾の基礎たるもの前年度の承諾に非ずして國王の發したる命令なりと蓋し命令の其實質上の効果法律と異なるとなし法律が裁判所の構成を定むると同じく命令は行政官衙の組織を定むるを得へし法律が帝國議會議員の歳費を定むると同じく命令は官吏の俸給を定むるを得へし法律と命令の相異なる所の成立の手續及相互抵觸の場合に於ける効力の輕重に在り而して其の實効に在らざるなり「ボルンハック」も類似の説を爲せり字漏西國法第一卷第四百六十頁國際の條約に基くの歳出に至ては其の緊要なること寧ろ法律上政府の義務に屬する歳出より大なることあるも決して之に劣ることなし憲法は豫算全部に對して可否を決する權を政府に與へすと雖も歳出の一部に關しては特に其の意見に重きを置く所以のもの他なし歳出の一部の國家生存の爲欠くべからざるものなれりなり命令の効果は法律の効果に同じく國際條約に由て生したる義務は法律上政府に屬する義務よりも輕きことなしとせり憲法が法律に基くの歳出及法律上政府の義務に屬するの歳出と均しく命令及び國際條

約に基くの歳出に對して政府の同意を要するの立法上頗る穩當の規定と稱することを得べきなり

命令及び條約に基くの歳出は其の必要のみ定まりて未だ其の金額の定まらざるものあるべく又た必要金額共に始より定まれるものあるべし例へば外國に對して支拂ふべき賠償の如き是なり孰れの場合に於ても政府は必ずしも前年度豫算の定額に従ふことを要せず政府の唯命令及び條約に依りて必要と認むる金額を以て議會の協賛を求むべきのみ例へば一官衙の經費として前年の豫算に五十萬圓の額を掲げたりとせん政府は蓋し今年の豫算にも同一の額を掲ぐるを常とすべしと雖も物價の變動其の他諸種の原因に由り此の金額を以て必要を充たすに足らずと認むるときは或は六十萬圓若し七十萬圓の費額を載することなしと謂ふべからず此の場合に於ては議會の政府の同意なくして五十萬圓の金額を削減することを得ざるのみならず又た六十萬圓の金額を削減することを得ざるなり前年度の豫算に掲げざる新置の費目も亦た之に準す例へば前年の豫算議定後勅令を以て官衙を新設し本年度に至りて始めて之を實施するか如き場合に際し本年度の豫算に之か費額を

新置するときの議會は亦た政府の同意なくして之を廢除し削減するを得ること増置の場合と異なるなし然れども議會に於て第六十七條の規定に反し政府の同意を得ずして大權に基ける既定の歳出及び法律上必要の歳出を廢除削減するの議決を爲すときは此の議決は全く無効に屬し憲法第七十一條を適用するの場合を生ずべきか故に前年度の豫算に定額あるもの政府議會の同意なくして之を支出するを得へしと雖ども新置増置の歳出に至ては政府は全く之を支出するに由なし是れ前年度の豫算に定額ある歳出と新置増置の歳出との間帝國議會の議決の結果大に相異なる所なり蓋し議會か政府の同意なくして新置増置の歳出を廢減するの何れの場合に於ても國法上違法の事たるを免れずと雖も若し政府に於て命令又ハ條約を濫用して議會の權限を蹂躪するの利器となし人民の利害休戚を顧みずして濫に無要の施設を爲すか如きとあらば議會之に對して同意を拒むも政治上徳義上敢て咎むべきものなし何れの國に於ても政治上の必要と法律上の必要と常に平衡調和して相矛盾することなきは殆んど期すべからざる所なり是れ諸國に於て往々責任解除法律ビレ、オ、フ、イン、レ、ム、ニ、の必要を生ずる所以なり帝國憲法第六十七條は議會の豫算議定權の限界

を定め其の第七十一條は議會の權限の濫用又は已むを得ざるの事情に由り豫算成立に至らざる場合に備ふるの規定を設けたり然れども其の手段は前年度の豫算を施行するに過ぎず故に新置増置の歳出に對しては議會は猶ほ萬已むを得ざるの場合に於て政府の專横を防ぐの利器を失はざるなり若し夫れ各箇の場合に於て果して既定の歳出を拒むるの必要あるや否ハ全く政事上の實際問題なり國法上より之を論ずれば政府の同意なくして既定の歳出を廢減するの何れの場合に於ても違法の議決たることを免れず之を要するに大權に基ける既定の歳出の前年度の豫算との關係に於て毫も法律に基くの歳出と異なることなし議會か政府の同意なくして之を廢減する能ハあるの其の前年度の豫算に一定の額を成すと否とを論せざるべしと二者全く相均しく又た議會の同意なくして前年度の定額外に支出する能ハざるものにして前年度の豫算に因りて定まるに非ざるなり法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は其の範圍自から明かにして且つ憲法義解の説明も概ね當を得たりと信するを以て余輩ハ更に辨を費やすこと

を爲さるへし

憲法第六十七條は命令條約に基くの歳出及び法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬するの歳出ハ政府の同意なくして議會之を廢除削減するを得ざることを規定せり然らハ則ち政府の同意は何れの時期に於て之を求むるを要するか是れ第一期の帝國議會に起りたる疑問なり一説を取る者は曰く憲法第六十七條は帝國議會之を廢除し又ハ削減するを得ざることを規定せり故に一院の議決のみにては未だ政府の同意を求むることを要せず兩院に於て確定の議決を爲すに及んで政府ハ始めて同意又は不同意を表するを得へく而して政府ハ同意を表せざるべきハ兩院の議決ハ無効に屬すべきのみと他の説を取る者は曰く貴衆兩院ハ各獨立の一体を成し各別に議決を爲すものなり故に政府の同意も亦た兩院各別に之を求めざるべからずと第一期の議會に於て政府ハ固く後説を持し衆議院も亦た終に其の議決を以て之を承認せり余ハ衆議院議決の正當なることを確信す若し帝國議會に於て預め政府の同意を求むることなくして廢除削減の議決を爲すことを得ハ此の議決ハ他日政府の同意を得ざるか爲に無効に歸することを得ざるなり議會の議決にして

憲法法律の規定に違反するものあらハ固より無効の議決なり然れども議會ハ第六十七條の歳出を廢減するの議決を爲すの權を有すとせば此如き議決は後日政府の同意を得ざるか爲實効を生ずること能ハざる場合あるへしと雖ども本來違法のものに非ず從て國法上無効の議決に非ざるなり例へハ兩院に於て一の法律案を議決したりとせん此の法律案にして天皇の裁可を得ざるときは議會の議決ハ其の實効を生ずる能はざることを言を俟たす然れども此の議決を目するに國法上無効なる議決を以てすることを得ざるは蓋し何人も疑はざる所なり無効の議決ハ天皇の裁可あるも決して効力を生ずることなし裁可に由りて實効を生ずるの議決は無効の議決に非ず此の場合に於ても議會の議決は一般に議決に屬する効力を有す故に余輩ハ嚴に無効の議決と實効なき議決を區別せざるべからず而して實効なき議決は必ずしも無効の議決に非ざるなり第一説に依るときは常國議會ハ政府の同意なくして第六十七條の歳出の廢減を議決したるものハ或ハ實効無き議決たることあるへしと雖ども決して無効の議決たることなし

憲法第六十七條の歳出と雖ども他の歳出と同じく議會の協賛なくして定むるを得

さることの余輩既に前節に於て之を論せり今若し議會に於て廢減を議決し政府之に同意せざる時の如何なる結果を生ずべきや他なし政府の前年度の豫算を施行するのみ故に増置例へば新法を以て裁判官の定員を増したる場合の如し若しくは新置例への新法を以て特別裁判所を設置したる場合の如し(若しくは若しくは新出することを得ず果して然らば帝國議會の有効の議決を以て第六十七條の歳出を廢減するの結果を生ずることを得べきなり換言すれば議會は第六十七條の歳出を廢減するの權を有するなり第六十七條の明文に反し政府の同意なくして大權に基くの歳出及び法律上必要の歳出を廢除し又は削減することを得るなり故に第一の意見を取るときは全く第六十七條の明文に反するの結果に歸着するを免るゝこと能はず

是に由て觀れば憲法第六十七條の帝國議會の議決の外政府の同意を要するものに非ずして其の議決を限るに政府の同意を以てするものなり其の趣意は帝國議會が政府の同意なくして歳出を廢除削減するの議決を爲すを得ざることを規定するに在り然れども帝國議會の貴衆兩院より成立す兩院の議決を離れて他に帝國議會の

議決なるものあることなし故に第六十七條か帝國議會の議決を制限せんと欲するとき各院の議決を制限するに由るの外其の目的を達することを得ず一院の議決を制限するも他院に於て自由に議決するを得るとき其規定は何等の實効をも期すること能はざるなり故に第一期衆議院の議決は憲法の眞意を得たるものなり政府の同意の兩院各其の確定の議決を爲すの前に求めざるへからざるなり

一院に於て第六十七條の歳出を廢除削減するの豫決を爲し政府の同意を求むるとき政府の其の見る所に従ひ或は之に同意し或は之に同意せざることを得へし唯議會が豫算議定權の範圍を超越したる場合に於て政府の決して其の議決に同意を表することを得ず是れ實に第一期帝國議會の開會中議院の内外に於て論議の燒點となりたる一疑問なり

今猶ほ世人の記憶に新なるか如く第一期の衆議院の第一第二の兩次會に於て豫算委員の修正したる豫算案を可決し憲法第六十七條の歳出に對し政府の同意を求めたるに政府の左の趣意を以て修正案に同意せざることを覆牒せり
 修正案の官制を變更するの點に於て豫算議定權の區域を超越したり

法律の結果に關する歳出及び契約の義務に屬する歳出を廢除削減せんとしたるは政府の同意せざる所なるのみならず法律の正文を以て規定したる事件を豫算に依りて變革せんとするは又た其の分界を誤まれり

然るに數多の議員は此の覆牒に満足せずして猶ほ其の明解を求むるか爲島田高田の兩氏より政府に對し質問を提起し政府の再以前覆牒の趣旨を敷演して以て之に答辨せり質問の要左の如し

(第一問)覆牒に曰く修正案は官制を變更せんとするの點に於て豫算議定權の區域を超越したりと抑も官制を定むるは天皇の大權に屬すること憲法の明示する所にして衆議院が直接の議定權によりて之を變更し得ざるの勿論なり然れども憲法上の大權に基ける既定の歳出も政府の同意を得れば廢除削減し得るの憲法第六十七條の明文に之あり本院が政府に對し同意を求めたるは全く此の條文によるものにして政府幸に之に同意を表せり隨ひて官制改革の命出つるを期すへし若し夫れ第六十七條の制限以外即ち自由議決に屬するの費額は始より同意を求むるの要なしと思考す今憲法の明文によりて同意を求めたるを以て議定權の區域

を超過すると云ふときの大權に基ける既定の歳出は同意を求むるの預決をも議院は之を爲し得すとの趣意なるや

(第二問)覆牒に曰く法律の正文を以て規定したる事件を豫算によりて變革せんとしたるは其の分界を誤れりと是れ亦た本員等の理解し能はざる所なり法律の正文あるか故に衆議院は憲法第六十七條によりて同意を求めたるものにして政府幸に之に同意を表せり法律の改正案或は政府より提出せらるへく或は議院より之を提出して以て其の局を了すへし若し法文に規定なき費目ならんに初より同意を請ふを要せず然るに同意を請ふたるを以て議權の分界を誤れりと云ふは政府の趣意果して何くに在るや

此の質問に對する政府の覆牒の結果に於て誤なしと雖ども其の辨明疎略に過ぎ其の論據未だ全く固からざるものあるか故に猶ほ幾分の疑惑を貽すの憾なきこと能はず余の見る所を以てすれば島田高田兩氏の質問は憲法第六十七條の目的を誤認し其の解釋の方法を誤りたるに基くものなり何か故に第六十七條の目的を誤認したりと謂ふ該條の目的の豫算議定權を擴張するに在らずして寧ろ議會の議決權を

限制するに在ることを顧みされいなり何か故に解釋の方法を誤れりと謂ふ質問者は反對推理の解釋法を濫用したればなり

法律は常に臣民の行爲を羈束することを得るのみならず亦た能く立法の機關を羈束す若し國家の立法機關にして法律の羈絆を受くること能はざらんか憲法の一大部分に全く無効に屬すへし議院法公文式等は有れども無きか如くなるへし獨裁君主國に於ては始より國法も無く行政法も無かるへし故に立法の機關は法律の爲に羈束せらるゝことなしとするときは是れ即ち憲法を罔みするものなり一種の法律を無効たらしむるものなり我邦の國法行政法を以て明治二十三年に始まるとなすものなり憲法か通常の法律を羈束するの力あるい何人も疑はざる所なり唯通常の法律と通常の法律との間に於て前法か後法を羈束するを得るやい未だ學說の一定せざる所なりと雖ども立法機關の立法以外の行爲に關しては臣民及び官廳と均しく法律の束縛を受けざるへからざるとい人の普ねく意見を同しくする所なり蓋し立法の各機關の共同の行爲に由りて法律を廢止し又い變更するを得へし然れども廢止變更の意思は法律として之を公布するに由て始めて其の効力を有するを得へ

きことい已に屢々之を論せり立法機關と雖ども正式に法律を廢止變更するの意思を表示するか爲にする場合を除くの外に決して法律の羈絆を免るゝこと能はざるなり況んや豫算の立法機關の行爲に非ずして帝國議會の單獨行爲なるに於てをや豫算の法律に非ざることはい既に之を論せり其の元首の裁可を待たずして成立することも亦た既に之を證せり豫算は議會の單獨行爲に由りて成立するものなるときは豫算を以て法律を廢止變更することを得へしとい苟も道理を辨するものゝ想像すること能はざる所なり是れ固より憲法第六十七條の規定する所に非ず法律の觀念に付着して離るへからざるの原則なり第六十七條は單に帝國議會の議決を制限するの目的を有することは既に之を論せり本條を議會の豫算議定權を擴張したるものゝ如く解するに全く其の目的を轉倒したるものと謂はざるへからず故に議會か豫算に由り法律を廢止變更するの權を有せざるときは第六十七條により政府の同意を得るも法律を廢止變更するの權を得ること能はざるや明かなり第六十七條は豫算議定權の性質に付着する本然の限界を變更するものに非ざるなり

質問者の曰く憲法上の大權に基ける既定の歳出も政府の同意を得れば廢除削減し

得るハ憲法第六十七條の明文に之ありと質問者の蓋し亦た同一の論理を以て法律に基くの歳出を論せんとするものなるへし抑も第六十七條に政府の同意なくして廢除し又は削減するを得すとあるに因り政府の同意あれば廢除し又ハ削減するを得と推論せんとするには唯、二箇の論據あるのみ一に曰く立法者は無要の規定を設くるとなきを原則とす然るに第六十七條の歳出ハ政府の同意あるも之を廢除削減する能ハざるべきハ第六十七條ハ政府の同意なくして云々と謂ふハ全く無要に屬すへしと若し第六十七條の歳出ハ政府の同意あるも全く之を廢除削減するの餘地なしとせハ此論據ハ稍、力なきに非すと雖も一定の範圍内に於て猶ハ政府の同意を得て廢除削減を行ふの自由あらハ第六十七條ハ政府の同意なくして云々と謂ふハ決して無要の文に非ざるなり第二の論據ハ法律の禁せざる所は即ち其の許す所なりとの推定に在り人或ハ云はん第六十七條ハ政府の同意なくして廢除削減することを禁すれども政府の同意を以て廢除削減することを禁せず故に此の如きは憲法の許す所なりと然れども法の行爲を禁するハ必ずしも之れを明言するを要せず國家の性質憲法法律の觀念により自から生ずる所の原則ハ憲法更に之を明言するを

要せざるなり例へハ臣民ハ國權に服従すへしとの規定は憲法の何れの條項に在りや臣民は法律命令に違背するを得ざるの禁令は憲法の何處に之を規定せるや凡そ是等の原則ハ憲法に明文を掲げすと雖も自から國權及ハ法令の性質に伴ふものにして特に之を明言するを俟たざるなり論者と雖も憲法に明文なきの故を以て臣民は國權に服従するを要せず臣民ハ法律命令に違背することを得へしと信する者に非ざるへし故に孰れの論據よりするも質問者の意見は法理上之を解すること能はず然るに質問者は憲法第六十七條の明文に之ありと斷言して毫も疑ふ所なきもの、如し余輩ハ其の論鋒の自在なるを驚歎せざる能ハざるなり假りに一步を退き大權に基ける既定の歳出法律上必要の歳出も政府の同意を得れば廢除削減するを得るハ憲法第六十七條の明文に之ありとせハ果して論者の論結に歸着するとを得へきか抑も帝國議會ハ法律に従はざるへからざると均しく政府も亦た法律を遵奉せざるへからず議會ハ豫算を以て法律の執行を停止し法律上必要なる制度を廢するの議決を爲すを得ざると同じく政府も亦た此の如き議決に同意を表するとを得ず議會に於て之を議決するハ法律違反の議決なるか如く政府か

之に同意するの法律違反の同意なり故に憲法第六十七條に於て政府の同意なくして廢除削減するを得すと謂ふとき政府が國法上同意を表すとを得ざる廢除削減は議會始より之を議決するを得ざるの意なると知るべし質問者は曰く政府幸に之に同意を表せし法律の改正案或は政府より提出せらるべく或は議院より提出し以て其の局を了すべしと是に由て觀れし質問者の違法の豫算を定むるの違法に非ずして違法の豫算を施行するの則ち違法なりと認むるもの、如し此の見解も亦た誤れり余輩請ふ數例を擧げて之を明にせん元首の憲法に牴觸する勅令を定めて之を公布せり此の如き勅令を發するの憲法違反の行爲なると何人も之を認めざるを得ざるべし將た憲法に牴觸する勅令を發するの違憲の行爲に非ずして此の勅令を施行するに及んで始めて憲法違反の行爲を生ずとせんか違憲の勅令に副署したる國務大臣の違憲の咎を免れて而して勅令の命する所に從ひ誠意之を奉行する官廳は却て獨憲法違反の責を負ふの奇態を生ずべし主務大臣の法律に牴觸するの省令を發せり然れども此の法律の省令の施行期限に達するの前偶然立法者の廢止する所となれり此の場合に於ては主務大臣の法律に背反したるの責を負ふとなきか府

縣知事の勅令に違反する府縣令を發すること數回に及べり然れども毎回施行期限に達するの前之を廢止せり此の場合に於ては人皆其の小心法律を遵守する良二千石なることを許すや否や蓋し勅令の違憲なる省令府縣令の違法なるの其の發布の當時憲法及び法律に牴觸する所あれりなり命令者か違憲違法の責を負ふは違憲違法の命令を發したるか爲にして必ずしも之を施行したるか爲に非ざるなり豫算も亦た此の如し帝國議會か法律を廢止變更するの結果を生ずべき議決を爲し政府か之に同意を表したるときに此の行爲に由て議會も政府共に法律に背反せるなり豫算を實行するに及んで始めて違法の行爲を生ずるに非ず若し豫算施行の前法律の廢止變更を公布することを得たるか爲豫算の違法を除くことを得ば是れ即ち幸にして實際に違法の結果を生ずることを免れたるものにして成立の當時違法なる豫算を適法となすこと能はず成立の當時違法なる豫算は始より無効の豫算なり無効の豫算の豫算の全く成立せざるに同じ故に法律の改正案或は政府より提出せられ或は議院より提出し以て其局を了するも豫算の成立に對しては何の益する所なかるべし質問者は實に政府の再覆牒の所謂本末を誤り從ひて前後の順序を誤れるも

のなり
 上來論するか如く法律の獨法律を以て之を廢止變更するを得へし立法の手續に由るに非ずして政府と議會との協議に由り法律を廢止變更するの意思を表するの違法の行爲なり帝國議會が憲法第六十七條に依り政府の同意を得て支出を廢除削減するを得へき其の廢除削減に由りて法律に背反するの結果を生ぜざる場合は止る蓋し法律の結果に由るの歳出及び法律上政府の義務に屬するの歳出の多少不動の性質を有するを常とすと雖も亦た必ずしも確定動かすべからざるものに非ず若し法律上既に一定不動の額を成すとき政府の始より之か廢除削減に同意を表するの權なく議會も亦た始より之か廢除削減の議決を爲すの權を有せずと雖も法律上確定の額を成さざる歳出に付て政府の同意を得たるときは議會の之を廢除し又は削減することを得へし例への議院の費用會計検査院裁判所の費用等に關し議會に於て政府の原案に載せたる費額を以て實際の必要に超過すと認むるときは法律の實行を停止するに至らざる限り政府の同意を以て之を削減するの權を有す中央備荒貯蓄金より地方に補助する金額の如き積年の經驗に基き豫しめ之を

備ふるを要せざるか如き幸なる時期に達せし議會は或る政府の同意を得て全く之を豫算より除くを得ることなしと謂ふべからず其の他恩給、扶助料、徴兵費、徴稅費、囚徒費等概ね確定の額を成すものに非ず政府の義務に屬する歳出も公債元金償還の額、賠償費、訴訟費等亦た必ずしも異動を容れざるものに非ず會社補助の如きも契約の性質に依り例へば會社の利益一定の歩合に達せざるとき補助するの類議會は經濟社會の現況に照し豫め費額を豫算に載するを要せずとの意見を有することあるへし凡そ是等の場合に於て議會の法律の執行契約の履踐を妨げざる範圍内に於て政府の同意を以て豫算額を削減することを得へし此の範圍外に逸出し又其の他法律の正文に反するの議決を爲すとき政府の同意の有無を問はず豫算議定權の限界を超へたる違法の議決なり
 憲法上の大權に基ける既定の歳出も議會の豫算議定權に關しては法律上必要の歳出と異なることなし然れども大權に基ける歳出中其の官制に基くものは最も論議の囂しき所にして島田、高田兩氏の質問も亦た特に此の費目に關するか故に余は主として官制に就て之を論せんとす其の他の費目に關しては推して余輩の意見を知

るを得へし余輩の見る所を以てすれり直接に官制を改革することを企つるに非ざるも豫算議定の結果として現行の官制を行ふこと能はざるに至らしむるの亦た豫算議定権の範囲を超ゆるものなり余輩の世間幾多の論者の如く豫算に由り大権の執行を制限するを違法なりと言はす何となれば豫算の目的の始より大権の執行を制限するに在ればなり例へば豫算が現行官制の範囲内に於て俸給の總額を減ずるときは政府の勢ひ現在の官吏を罷免するか左なくとも新に官吏を任命することを停めざるへからず抑も官吏を任免するは天皇の大権なると憲法第十條の明かに定むる所なり故に俸給豫算額を減ずるときは自から大権の執行を制限するに至ること賭易きの理なり然れども苟も此の減額にして現行官制の範囲内に於て政府の同意を得て議決したるものなるときは何人も其の背法なることを主張するものなかるへし其の他費目の如何を問はず歳出の一項目を削除するときには自から行政事務を收縮するの必要を生ずるを常とす而して行政の權は實に元首の大権に屬す若し天皇の大権を制限するの議決の皆違憲なりとせば議會は殆ど政府の提出したる豫算に削減を加ふるに由なかるへし

余輩が豫算に由り現行官制を停廢するを以て違法なりとなすの現行の官制は命令に基けりなり蓋し官制の管に一の官衙を設け一の吏員を置くことを定むるのみに非ず亦た官廳の權限を定め其の管轄を定むるものなり官制の定めたる職權の範囲内に於てするに非されり官廳は人民に對して命令することを得ず人民の當該官廳の命令に非されり之を遵奉するの義務を有せず故に官制の大綱の必ず國家の命令を以て之を定むることを要す憲法第十條の行政各部の官制を定むるを以て元首の大權とせり故に行政官廳の官制は法律を以て之を定むるを要せずと雖も天皇の命令を以て之を規定せざるへからざるなり余輩の既に論したる如く法律と命令との憲法上成立の手續及び効力の輕重を異にするのみ其の人民に對する遵由の効力に至ては兩者毫も相異なることなし尙に人民に對して遵奉の義務を負はしむるのみならず合法の命令は法律と同しく行政官廳も裁判所も均しく之を遵奉せざるへからず而して帝國議會と雖も其の立法に參與して法令を廢止變更すへき法律を定むるの外法律と命令とを問はず國家の一切の法規に服従せざるを得ざるなり是れ蓋し人の普ねく許す所なるへし唯想ふに命令に基くの歳出と雖も政府の同意

を得るときは政府は命令を廢止變更するの權を有するか故に廢除削減に由りて命令に違反する場合を生ずることなしと信するの論者あるのみ然れども論者にして若し國家機關の自から發したる命令の爲に羈束せらるゝことなしと思惟せし是れ實に大なる誤なり命令者の正式の手續に従て其の命令を改廢するを得へしと雖ども現行の命令にして改廢せられざる間の命令者も亦た之に従へざるへからず而して命令を改廢するの意思は獨り正式に公布したる命令を以て之を表することを得へきなり元首の現行官制官等俸給令を改廢するを得へし然れども現行の命令にして存在する間は元首は其の規定に反して官吏を任命するを得ず又た元首が勅令を以て官廳を設置するときはその勅令を廢止せざる間の官廳の成立に必要な官吏員を任命し俸給令の定むる俸給を給與し其の他官廳を維持するか爲必要な處置を爲さるへからず若し政府が此の義務を盡さるときは國務大臣は法規に違反するの責を免るゝと能はざるへし此の説に關しては「ラーバント」の論する所頗る詳密にして且つ能く余輩の心を得たるか故に左に之を譯出して以て辨明の一助となさんとす

氏曰く(公法論纂第一卷第百八十六頁以下)公法の規定に従ひ正式に成立したる命令は法律と同じく遵守の効力を有するものにして官廳裁判所及び臣民の皆均しく之を遵奉せざるへからず而して君主の獨之に羈束せらるゝことなきか君主に對しての命令の有れども無きと異なるなきか命令を各箇の事件に適用し又ハ適用せざることは一に君主の好む所に隨ふべきか人若し命令の規定の往々私法、刑法、訴訟法、行政法に如何なる重要な關係を有するやを一考せば必ず其の然らざるを知らん君主の法律の爲に束縛せらるゝことなしとの確言の命令に付ても法律に付ても均しく之を法治國に適用すへからざるなり法規命令にして一たび法に従ひ有効に發布せられたるときは其の効果の全く法律の効果と同じく其の命令する所の法規の遵守の効力を有すること全く法律の命令する所に均し例へば獨逸帝國刑法の規定に由り又ハ有効なる警察命令に由りて一の行爲を以て處罰すへき行爲となすときハ其の遵守の効力に關してハ毫も刑法の定むる所たると警察命令の定むる所たるとを論せざるなり刑法も警察命令も均しく臣民に義務を負はしむるものなり臣民に義務を負はしむるの力は其の國家の命令たるに基き此の國家命令の有効に發せら

れたるを以て足れりとする而して法か如何なる形式を以て有効の形式と認むるやを區別せざるなり(中略)立憲國の君主の自から發したる命令に違反するの免許狀を有するものに非ず唯法律の立法の方法に由らすして廢止するを得ざるに反し命令の國法上君主命令を以て之を廢止するの權を有するのみと豫算の命令に非ざることば余輩既に之を證明せり故に豫算を以て法律を變更することを得ざると同じく豫算を以て命令を廢改することを得ず法律を廢改するの意思は獨法律に由りて之を表するを得ると同じく命令を改廢するの意思は獨法律又は命令に由りて之を表することを得へし豫算を以て此の意思を表し帝國議會に對する約束を以て此の意思を表するは共に法の許さざる所なり現行勅令の成立する間之か執行を停止すべき議決に同意するときの政府は自から法に背くの責を惹くものなり政府は命令の執行を停止するの結果を生すべき議決に對しては同意を表せざるの職責を有す故に憲法第六十七條か政府の同意なくして既定の歳出を廢除削減するを得ざることば規定するときの政府か國法上同意を表すること能はざる廢除削減の議會始より之を議決することを得ざるや明なり唯政府豫め官制の改正

を行ひ而して後議會の議決に同意を表するときの政府の背法の責を負ふことなかるへし此の如く國家永遠の制度をして毎年の議決に由りて變動せしむるは果して政治上其の害なきやの余輩且らく措て之を論せず國法上帝國議會は豫算費額の削減に就て政府の同意を求むるを得へきも政府か官制を改革して而して後同意を表することを求むるの權は議會之を有せざるなり議會か官制の改革を求むるは唯上奏又は建議の方法に由るを得へきのみ其の他法律上必要の歳出に關して論したる所の亦た之を大權に基ける既定の歳出に適用することを得へしと雖ども余輩は前に之を詳論したるを以て茲に之を反復せず以上論するか如く議會の現行の官制を停止するの結果を生すべき議決を爲すことを得ず唯現行の官制を基礎として以て豫算を審議するに當り政府の同意あるときハ勅令の執行を妨げざる範圍内に於て廢除削減を行ふことを得へし此の範圍の外に出つるときは議會の其の豫算議定權の區域を超越するものなり衆議院の豫算委員の其の査定書の説明に於て一種の通辭を設けて以て其の越權の跡を蓋はんんとせり其の文に曰く政府は必ず別紙參考書に載する所の方案に據り官制其他の改正

を行ふへしと謂ふには非ず政府若し別に方案の在るあらん之を取るも亦可なり要は唯茲に査定せる豫算金額を以て國務を料理せんことを希望するに在るのみと今人あり他人の咽喉を扼して而して之に語て曰く我敢て汝の絶息するを欲するものに非ず汝若し別に呼吸の法を知らば之を用ゐるも亦た可なりと世人の果して此の言を理なりとして却て絶息したる者か別に呼吸の法を知らざりしの際を笑ふへきや豫算委員の言實に之に類するものあり

上來詳論したるか如く帝國議會の豫算議定權は一定の限界を有す議會此の範圍内に於て必要な場合に於ては政府の同意を経て歳入歳出の額を議定するときは豫算の是に於てか成立す今より前節に論したる豫算の性質に基き豫算の國家の財政に如何なる効果を及ぼすやを講究せんとす豫算の財政に及ぼす効果の歳入と歳出との間相同しからず

國家の歳入の租税手数料等法律命令の規定に基くもの其の大部分を占ひ而して是等の收入に對しては豫算の効果他の隨意事務に由る收入に對するものと大に相異なる所あり

(一)憲法第六十三條に曰く現行の租税の更に法律を以て之を改めざる限の舊に依り之を徵收すと此の條文は李滯西憲法第九條の一部に該當するものなり(ロニチ)李滯西國法第一卷第六百五十九頁及びアルント(李滯西憲法註釋第七十六頁)は李滯西憲法第九條の所謂現行の租税及び公課を以て憲法制定の當時存在したるものに限らず其の制定の前と後とを問はず現に行はるる租税及び公課を稱するものと解釋し該條の目的を以て議會の租税拒否の權を有せざることを明にするに在りとせり然れども此の解釋を以て帝國憲法第六十三條に適用せんとするときは之を牽強の解釋と稱せざるを得ず第六十三條の専ら憲法制定の當時存在せる租税に關するものなることは其の現行と謂ひ舊に依ると謂ふを以て明なり是れ苟も虚心平氣に該條を解釋する者の疑はざる所なるへし蓋し第六十三條は憲法發布の當時存在する租税の議會に於て之を豫算に載せざることあるも爲に廢止又の停止に屬することなく猶は舊に依りて之を徵收すへしとの規定を包含するものなり然れども人若し此の條文より反對に推論して憲法發布後に至りて新に定めたる租税の豫算を以て之を廢止し又の停止することを得へしと信する者あらん是れ大なる誤なり抑

も豫算は單に政府と議會との關係を定むるものにして臣民又ハ官廳に對して命令するの効力を有するものに非ざることには既に前節に於て之を詳論せり故に豫算は決して臣民及ハ官廳が法律に依て負擔するの義務及職責を變更することを得ざるなり豫算に一の租税を載せざるも臣民は猶ほ法律の定むる所に從ひ之を納めざるへからず官廳も亦た法律命令の規定を遵守して之が徴收の手續を爲さるへからず國稅徴收法第十條も亦た曰く租税及ハ其他の歳入ハ法律命令の規程に從ひ之を徴収すへしと而して其の豫算に掲載するものなるや否を問ふことなし此の如く租税ハ法律の結果として豫算の有無に關せず收入するものなるときハ歳入の豫算ハ租税の徴收に何等の効果を及ぼさざるなり

是に由て觀れハ法律上確定せる租税ハ憲法制定の當時存在したるものと制定後に定めたるものとを論せず豫算に由りて其の徴收を停止し又ハ廢止せらるゝとなし憲法第六十三條は現行の租税に限り特に豫算に由て動かされざる性質を與ふるの意に非ず其の如何なる法令に基くやを問はず法律を以て定めたる租税と同一の効果を有することを認めたるに過ぎず唯其の新設の租税と異なる所ハ永續の性質を

有すると法律を以てするに非されは廢止すること能はざるとに在り新設の租税ハ法律の定むる所に依り一定の期限を有することあるへく又た其の廢止を命令に委任することあるへし然れども其の正式に廢止せられざる間は豫算に載せたるや否とを論せず之を徴収すへきこと疑を容れざるなり此の原則ハ又た之を手數料及ハ其他法律命令に基く收納に應用することを得へし

前數項に陳ふるか如く法律命令に由りて確定する公課は豫算に由りて其の徴收を停廢せらるゝことなしとせば是等の收入に對する帝國議會の協賛は如何なる効力を有するや將た此の種の歳入は始より議會の協賛を経るを要せざるか憲法第六十二條ハ歳入歳出ハ帝國議會の協賛を経へきことを定めたり而して法令に基く收入の爲に例外を設けず故に法令に基くの歳入と雖も亦た均しく議會の協賛を経へきものと認めざるへからず余輩の見る所を以てすれば此の類の歳入に對する議會の協賛の目的ハ公課を徴收することを承認するにあらすして徴收したる公課を行政の目的に使用することを承認するに在り是れ余輩の「ヘーデル」法律論第三百十七頁と説を同くする所なり故に法令に基くの歳入を豫算に載せざることあるも國家は

猶ほ公課を徴收することを得へし唯政府の徴收したる公課を以て歳出に充つることを得ざるのみ法令に基くの収入を豫算より削除することあるも豫算は違法の豫算に非ず從て無効の豫算に非ざるなり豫算は帝國議會の議決のみを以て成立すること余輩屢々之を論せり而して歳入に付ては歳出の如く法令に由りて定まるものを廢除削減するか爲政府の同意を要するとなし故に豫算の歳入に關し政府と議會と意見の一致せざるか爲成立に至らざるの場合なし然れども更に一步を進めて歳入は議會随意に全く之を豫算より削除するを得へしとする者あらん是れ一を知て未だ其の二を知らざるものなり抑も帝國議會は歳出の必要又は有益なることを認め之に同意を表すると共に又之に充つるの財源を承認せざるへからず歳出のみを掲げて而して之に供するの収入を掲げざる豫算は完全の豫算に非ざるなり(ロエンチ)字漏西國法第一卷第六百九頁參照)一方に於て歳出の必要又は有益なることを認むるも一方に於て政府は之に供すべき収入の承認なきか爲支出を爲すに由なきときは是れ實の歳出を承認したるものと謂ふことを得す此の如き場合に於ては豫算の全く成立せざるに同じ政府の憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行すべき

なり

(二)法律命令に由り確定するもの、外毎年政府の行政行爲に由り收納する歳入に對しては帝國議會の協賛の効力は大に法律命令に由りて確定する歳入と異なるものあり此の如き歳入に付ては議會の管に其収入を以て歳出に供用することを承認するのみならず亦た之を收納するの行政行爲を承認するものなり故に豫算に此の種の歳入を定めざるべき政府の之を收納すべき行政行爲を爲すことを得す例へば豫算に官有財産の拂下より生ずる収入を掲げざるべきは政府は拂下を爲すこと能はざるか如き是なり

(三)帝國議會に於て隨意収入の收納又は法令に基く歳入の使用を承認するも其の實收の額に至ては概ね政府又は議會の意見を以て左右するを得べきものに非ず租税の収入は納税者及び課税物件の増減、不納者の多少等に由りて年々異動を免るゝこと能はず手数料は營造物を使用する者、行政行爲を要求する者の多寡に依り或る豫算額に超過することあるへく或は之に達せざることあるへし官有財産より生ずる収入の物價の變動等に由りて豫め一定不動の額を定むることを得ざるなり故に

議會に於て一たび收入の款項に協賛したるとき其の金額に至りては概ね政府の意に由り左右すべからざるを以て政府は必ずしも其款項の金額に羈束せらるることなし是れ蓋し歳出に反し歳入款項定額の超過に對して事後承諾を要せざる所以なり然れども政府の意を以て左右することを得べき例外の場合に於ては議會の同意なくして政府隨意に豫算額を超越するを得べからざること論を俟たざるなり

歳出の豫算も亦た豫め見ることを得べき須要を計るに止まるか故に豫算議定後に至りて或は避くべからざる豫算外の費用を要することあるべく或は物價の變動其の他の事情に由り豫算定額の不足を告ぐることもあるべし此の場合に於ては憲法は全く豫算外又は豫算超過の支出を爲すの途を塞かす唯事後承諾を要するの法を取れり憲法第六十四條第二項に曰く豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日に帝國議會の承諾を求むることを要すと故に此の類の支出は政府實際の必要に應じて之を爲すことを得べし唯政府は後日に至りて帝國議會の承諾を求むるを要するのみ然れども實際の必要に應じ豫算に依らずして支出を爲す

の權は全く無限なるものに非ず憲法第六十九條に曰く避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべしと是れ即ち第六十四條第二項の支出に對し必要なる財源を供するものなり此の財源の定額を超過するときは政府は更に議會を召集して臨時の必要に應ずる追加豫算を定めざるべからず蓋し憲法は豫算外又は豫算超過の支出に供ふるか爲特別の財源を設くるときは是等の支出に必ず此の特別の財源より之を供給せざるべからざること知るべし例へば豫算超過の支出を爲すの必要を生じたる場合に於て政府は豫備費を擱きて收入の過剰より之を支出するか如きことあらば何人とも政府は憲法第六十九條の精神に背反したることを疑はざるべし該條の旨に議會の必ず豫備費を議決すべきことを定むるのみならず併せて豫算外又は豫算超過の支出は政府必ず之を預備費より支出すべきことを規定するものなり故に預備費の定額既に盡きたるときは政府は復た豫算に依らざるの支出を爲すに由なきなり會計法第八條は預備費を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會の承諾を求むべきことを規定せり而して預備費外に支出したるものに付ては全く規定する所なし會計法

か第八條を設くるの必要を認めなから預備費外の支出に付き事後承諾を規定せざるは何そや預備費より支出するの外豫算超過又は豫算外の支出あることなけれんなり

帝國憲法の追加豫算を定むることを禁ずるものに非ざることは蓋し人の疑はざる所なるへし憲法は豫算外又の豫算超過の支出に關し事後承諾の必要を定められども是れ決して豫算の追加と兩立すへからざるのに非ず憲法第六十二條の豫算に依らすして爲したる支出に對しては政府後日に議會の承諾を求めざるへからざることを定むるに過ぎず豫算に依るの正則にして豫算に依らざるの支出を爲すの變例なり追加豫算を定めて以て之に依るは正式の方法を取るものに外ならず故に總豫算外又は總豫算に超過するの支出を要するに當て或の追加豫算を必要ならずとすることあるへしと雖ども追加豫算を定むるは孰れの場合に於ても憲法に違反するものに非ざるなり(ロエンチ)李滯西國法第一卷第六百二十頁參照)

豫算の政府に對し命令することを得るものに非ず單に政府の行爲に對し議會の同意を表するものなり政府の此の同意を得ずして隨意に財政を行ふことを得ずと雖

ども財政上の行爲の決して政府の意に由らすして生ずることなし議會の政府の行爲を限制するを得へしと雖ども政府に對して行爲を命ずるの權を有せざるなり故に議會は豫算を以て歳入歳出に同意するも政府は必ず其歳入を收納し其歳出を支拂ふの職責を有することなし法律命令に基くの歳入は政府必ず之を收納せざるへからず法律命令に依り必要なる歳出は政府必ず之を支出せざるへからず是れ政府か法律命令に由りて負ふ職責なり其の他に在ては政府の實際の必要に應し爲政府の指しする所に從ひ其の良心の向ふ所に依て收入支出を爲すへきのみ豫算は政府に事業を強ゆることを得へきものに非ず又た政府に對し支出を要求するの權を臣民に與ふるものに非ざるなり

帝國議會に於て政府の豫算案を増額し又は新に項目を設くるは憲法の禁ずる所に非ず此の場合に於ては議會は政府の要求に先ち其の承認を表示するものなり政府若し其の支出を爲すとき議會に對して更に其必要を證明するの責なきことを示すものなり唯議會の政府要求外の議決に由りて政府に事業を強ゆるを得へからざることとは前項論する所に由りて明かなり

獨逸國殊に幸漏西國に於て一時政論の燒點となり其の後引き續きて國法學の一難問となりたる豫算不成立の場合は帝國憲法既に之を豫期して以て之に備ふるの規定を設けたり豫算不成立の左の數箇の場合に在り

(一)帝國議會成立に至らざるか爲豫算案を提出すること能はざるとき此の場合の或は議員の召集に應せざるか爲に生ずることあるべく或は内外の情形に由り議會を召集すること能はざるか爲に生ずることあるへし

(二)帝國議會の議事局を結了して閉會に至るとき是れ即ち憲法第七十一條の所謂帝國議會に於て豫算を議定せざる場合なり帝國議會解散の爲又ハ議事遷延の爲勅令を以て會期を延長したるか又は開會の時期遅延したる場合に於て年度開始前に豫算の議定を結了せざるときも亦た議事の局を結了して閉會したる場合に同じ何となれハ豫算ハ次年度の爲に豫め歳入出を計るものなるか故に年度に入りて豫算未だ定まらざるときは是れ即ち豫算の成立せざる場合に外ならざればなり歐洲諸國の憲法の往々明文を以て之を定むるものあり既に一たび豫算不成立の場合を生ずるときハ政府は憲法第七十一條に依り前年度の豫算を施行

すへし而して前年度の豫算ハ全會計年度に亘るものなるか故に政府ハ議會を解散したる後新に組織したる議會を召集するに當りても更に既に開始したる年度の豫算を之が議決に付することを要せざるなり

(三)貴族院又ハ衆議院に於て豫算を廢棄し又は兩院の間に意見を異にして協議効を奏せざるとき

(四)帝國議會に於て政府の同意を求めず又は政府の同意を得ずして憲法第六十七條の歳出を廢除削減し終に其の議決を改めずして閉會又は年度開始に至るとき此の場合に於てハ議會の議決ハ無効なり政府の提出したる豫算ハ議會の協賛を得ざるなり議會豫算に協賛せざるときハ豫算ハ成立に至らざるなり

(五)帝國議會に於て其の議決したる歳出に供するか爲必要なる歳入を議決せざるとき

(六)憲法及び法律命令の定めたる豫算編成に關する規定に背反するとき例へハ豫備費を削除したる場合の如き是なり

其の他政府の背法の行爲に由りて豫算の成立に至らざる場合ハ余輩此に論究す

るを要せず何となれい余輩の目的は豫算不成立の場合に於て政府か如何して之を處理すべきやを論するに在り而して政府か自己の違法行爲の後を善くするの處分い余輩の與り知らざる所なれいなり

是等數箇の場合に備ふるものい憲法第七十一條の規定なり該條の趣旨は一方に於てい豫算の成立せざるか爲國家の政務を停止するの不幸を防ぎ一方に於ては正當の豫算に依らずして濫出を爲すの危険を除くに在り該條の規定に依るときは豫算成立に至らざる場合には政府は必ず前年度の豫算を施行せざるへからず或は原案を施行し或い全く豫算に依らずして必要の支出を爲すか如きは共に帝國憲法の認めざる所なり(憲法義解第三百三十一頁參照)是憲法第六十四條及び第七十一條の規定により明かにして更に辯明を費すことを要せざる所なり唯、茲に一言せざるへからざるものは第四の場合なり豫算中憲法第六十七條の支出に關して政府と議會との意見一致せず而して其の他の部分は正當に帝國議會の議定を経たるときは如何衆議院の議事筆記を見るに議員中或は此の場合に於て第六十七條の歳出に關する部分に限りて前年度の豫算を施行すべく其の他の部分に就てい新に議會の議定を経た

るものを施行すへきことを信するものあるか如し然れども總豫算い全部を通して一体を成すものにして其の各部獨立して各別の豫算を成すものに非ず故に豫算の一部にして成立に至らざるときは是れ即ち豫算成立に至らざるなり豫算成立に至らざるときい前年度總豫算の全部を施行すへし一部の前年度の豫算に依り一部は半は成立したる豫算に依るか如きい憲法及び會計法の規定に反するものなり之に反して特別豫算い獨立の豫算にして總豫算の一部を成すものに非ざるか故に其の成立に至らざることあるも爲に總豫算の成立を妨ぐることなし此の場合に於てい唯前年度の特別豫算のみを施行すへきなり追加豫算は其の名稱の如く本豫算に追加して之を補正するものに外ならず是れ畢竟豫期せざるの必要に基くものなり故に次年度に於て猶ほ其の必要消滅せざるときは之を本豫算に載せて帝國議會の協賛を経ざるへからず若し此の場合に於て豫算成立に至らざるときい政府い前年度の本豫算と追加豫算とを併せて之を施行すへし何となれば追加豫算も亦た前年度の豫算に外ならされいなり之を概言すれい本年度の總豫算成立するときはい前年度の總豫算を施行することを得す本年度の總豫算成立せざるときは前年度の總豫算

と其の追加豫算とを併せて之を施行すへし本年度の特別豫算成立するとき前年度の特別豫算を施行することを得ず本年度の特別豫算成立せるときは前年度の特別豫算と其の追加豫算とを併せて之を施行すへきなり之に反して本年度の總豫算成立するも爲に前年度の特別豫算を施行するに妨なく又た本年度の特別豫算成立に至らざるも爲に前年度の總豫算を施行するの權を生ずることなきの言を俟たざるなり

數年の間引き續きて毎年豫算成立に至らざるか如きは稀有の場合なるへしと雖も亦た必ずしも其の事實なきを期し難きハ字漏西國に於ける千八百六十二年より六十六年に至る迄の實例に徴して明かなり帝國憲法に依るときは此場合に於ても亦た常に第七十一條の規定を適用することを得へし抑も憲法第七十一條に前年度の豫算を施行すと謂ふは前年度の豫算を以て本年度の豫算と爲すの意と解釋せざるへからず何となれば前年度の豫算ハ前年度の豫算として本年度の收入支出に何等の關係を有せされはなり故に明年度に於ても豫算成立に至らざるときハ政府ハ猶ほ昨年度の豫算を施行すへし此の場合に於ては前々年度の豫算を施行するは

即ち前年度の豫算を施行する所以なり

諸外國の例を案するに前年度豫算の施行ハ之を一定の期限外に延長することを許さず(「サクセン、ワイマー」會計年度六分の「コブルヒ、ゴータ」全四分の「オルデンブルヒ」直接税は會計年度六分の「一支出は憲法爭議裁判所の判決迄」ルードルスタ「ト」會計年度等是なり)是れ皆憲法の明文に基くものにして帝國憲法第七十一條を解釋するの根據と爲すことを得へきものに非ず該條の規定を正當に解釋するときハ余輩は論理上本文に論したる結果に歸着せざるを得ざるなり西班牙憲法第八十五條ハ豫算成立せざる場合にハ議會の議決し國王の裁可したる前年度の豫算を施行すへきことを規定せり是れ亦た明文を以て前年度豫算を施行する時期を限るものなり参考の爲茲に附記す

前數項に陳ふるか如く憲法第七十一條ハ豫算の成立に至らざる一切の場合に備ふるか故に我國法を論するものハ該條の意義を解釋するの外深く豫算不成立の場合を講究するの要なきか如し唯前年度豫算議定の後に至りて新に法律命令を發布し若しくは契約又は國際の條約を締結したるか爲本年度に入りて前年度豫算に定め

ざる必要の歳出を生じたる場合は猶ほ少しく之を論せざるへからず此の類の歳出
 の固より憲法第六十七條の規定を適用すべきものなるが故に帝國議會の政府の同
 意なくして廢除削減するを得へからざること言を俟たずと雖ども議會若し第六十
 七條の規定に反して之か廢除削減を議決し又他の事情によりて豫算の全部成立
 に至らざるときは政府は宜しく如何して之を處分すべきか前年度の豫算を施行す
 るも此の類の歳出の全く前年度の豫算に定めざるものなるが故に政府の之に依て
 支出を爲すことを得ざるなり故に政府は或は全く此の類の支出を爲さざるか或は
 豫算に依らずして支出を爲すかの二途を有するのみ
 獨逸國法學者の多數の豫算不成立の場合を論じて曰く人若し豫算を以て財政の唯
 一の根據となし政府は豫算に依らずして國法上収入支出を爲すの權を有せざるこ
 とを主張するときの豫算の成立に至らざる場合に於ては國家は其財政を停廢し從
 て一切の政務を中止せざるへからずとの論結に歸着せざるを得ず此の論結の極め
 て不當なるは正に其の意見の誤れることを證するに足るへし抑も豫算の其の定む
 る所の範圍内に於て爲したる収入支出に對して豫め政府の責任を免するの効用を

有するものなるに過ぎず若し豫算成立に至らざるときは政府は豫め責任を免る
 の利益を有せざるのみ此の場合に於ては政府は自己の責任を以て國家の財政を處
 理し後日決算報告の時に至りて宜しく議會に對し収入支出の必要なりしことを證
 明すへしと「ラーバンド」獨逸國法第二卷第一千十三頁「シュルツ」季漏西國法第二卷第四
 百四十三頁「マイヤー」獨逸國法第六百十五頁「グナイスト」法律及豫算第百八十四頁等
 其の説く所多少の異同ありと雖ども大要意見を同しくす
 前項陳ふる所の學説をして我國法に適用することを得べきものならしめは豫算成
 立に至らずして前年度の豫算を施行したる場合に於ても政府は前年度の豫算に定
 めざる必要の支出を爲すことを得へし然れども余輩の見る所を以てすれば此の意
 見の之を我國法に適用すへからざるものなり帝國憲法に依るときは帝國議會の協
 賛を経へき豫算の成立に至らざる場合に前年度の豫算直に之に代るべきを以て
 全く適法の豫算を欠くの場合を生ずることなし歳出中依るべきの豫算なきものは
 唯其の新に生じたる必要に起因し前年度の豫算に定額なき一小部分に止る故に豫
 算に依らざれば一切の支出を爲すを得ずとの説も必ずしも國家の政務を全廢する

の結果を生ずるものに非ざるなり論者の曰く豫算は豫め政府の責任を免するものに過ぎず故に豫算の成立せざる時は政府の唯、自己の責任を以て財政を施行すべきのみと然れども憲法第六十四條か國家の歳入歳出の豫算を以て帝國議會の協賛を経へしと謂ふときは是れ即ち政府は歳入歳出に關し豫め論者の所謂責任の免除を得へしと謂ふに外ならず故に論者か政府は必ずしも豫め責任の免除を得るを要せずと論するは正に憲法第六十四條の明かに規定する所に反す假令政府は後日に至り議會の承諾を得て所謂責任解除を得るも第六十四條の規定に背反したるの事實は之を蔽ふとを得ざるへし且豫算不成立の場合に於て後日の責任解除を期して支出を爲すことを得へしとの説は國法上の疑問を解くものに非ずして單に其の期を延引するに過ぎず「イエリチツク」法律命令論第三百〇八頁今若し政府か豫算不成立の場合に於て自己の責任を以て支出を爲し後日帝國議會に對し所謂責任解除を求るに當り議會之を拒みたるときは如何此時に當ては復た議會の議決に代て責任解除を與ふることを得へきものなし故に背法の情態は「ラーバンド」等の説に従ふも決して全く之を除くことを得ず唯、其の時期を延引して一の年度より他の年度に移

すことを得へきのみ帝國憲法は其の第七十一條に於て豫算不成立の場合に備ふるの規定を設け其の第七十條に於て緊急の需要に應ずるか爲特別の處分を許せり憲法既に豫め豫算不成立の場合に備ふるの必要を認めて一定の處置を定むるときは其他の方法を以て此の場合に處することを許さざるの意なること知るへし故に豫算成立に至らずして前年度の豫算を施行したるときは法律命令に基くの歳出も臣民との契約又は國際の條約に由るの歳出も前年度の豫算に定めざるものは政府一切之を支出することを得ず國家は或は之か爲國際の困難を生ずることあるへく或は國庫に對して強制執行を行はるゝに至ることなきを保し難しと雖ども此の困難は憲法上の手段を以て之を除くことを得ざるなり

豫算に定めざる支出は憲法第六十四條第二項に依り第六十九條の豫備費より支拂ふの外政府一切之を爲すことを得ざるか故に豫算を稱して或は「サイドラー」の如く國家財政に必要な前定なりと云ふも可なり又「イエリチツク」の如く財政に必要な條件なりと云ふも可なり唯、茲に一事の辯妄を要するものあり豫算を以て現政府に對し全權を與ふるものとすの説是なり是れ獨逸に於て「ロエンチアルント」等の

主張する所に於て此の説の又た豫算不成立の場合に處する方法を示さんとす
 ものなるか故に余は左に其の要旨を擧げて少しく之を評論せん
 此の説の要に曰く豫算の管に其の定むる所の支出を爲すことを許すのみならず現
 在の政府か之を支出することを許すものなり豫算は現在の内閣に對して全權を與
 ふるものなり故に議會か豫算を議定せるときは現内閣は行政事務を處理するの全
 權を有せざるを以て自から職を辭して之を新内閣に譲らざる可らずと此の説は「ラ
 ーバンド」既に之を駁し盡して殆んど餘す所なきか如し蓋し議會に於ける黨派の勝
 敗に由て内閣の交迭を生ずるの國に於ては重要な法案にして議會を通過するこ
 と能はざるものあれば概ね以て内閣の交迭を來すに足るか故に豫算を以て特に政
 府に全權を與ふるものと認むるを得ず之を歴史に徴するに豫算の廢棄に由て内閣
 の交迭を生じたるは英國に於ても國會政治の確立したるより以來絶て見ざる所な
 り況んや純然たる立憲君主主義に基くの國に於ては内閣大臣を任免するは専ら元
 首の大權に屬し決して他の機關の干與すへき所に非ざるをや議會の意向に由り必
 然の結果として内閣の變動を來すか如きは立憲君主國の國體に反するものなり且

豫算を以て單に現在の内閣に對して全權を與ふるものとなすときは論理上極めて
 奇怪なる結果を生ずへし果して論者の言ふか如くならば豫算議定の後に至りて他
 の事情の爲現在の内閣其の職を辭し新内閣の組織成るときは議會は新内閣に全權
 を與ふるか爲更に豫算を議定するを要すと謂はざるへからず此の結果は蓋し論者
 の甘して受くる所に非ざるへし
 豫算を以て現在の内閣に對し全權を與ふるものとなすの説を取て之を我國法に適
 用するの不可なるといふ又左の理由により明かなり憲法第七十一條の明かに規定
 する如く一年度の豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すへし故
 に我國法に依れり如何なる場合に於ても決して全く豫算無きの情態を生ずるとな
 し唯、依るべきの豫算なきもの前年度の豫算に定めざる必要歳出の一部分のみ議
 會に於て豫算を議定せざるときは政府は此の一部分の支出を爲すこと能はざるの
 場合あるへしと雖も經常必要の歳出の政府之を爲すを妨げらるることなく從て
 政府の通常の政務を處理する能はざるの窮厄に陥ることなし此の如く政府は議會
 か豫算を議定すると否とを問はず國家の政務を停止するの必要を見ざるべきは毎

年の豫算は決して政府に對し全權を與ふるものに非ざるなり故に豫算成立に至らず亦た前年度の豫算に定額なきか爲必要なる支出を爲すこと能はざるの場合あるも政府は決して國法上其の職を辞するの必要を有するものに非ず此の場合に到底國法の力及はざる所なり

本節に論ずる所を要するに議會の豫算議定權は一定の範圍を有す此の範圍を越ゆるときは議會の議決は背法の議決なり豫算成立に至らざるときは政府は唯前年度の豫算を施行するの一途を有するのみ前年度の豫算に定額なきものは法律上必要の歳出と雖ども豫備費の定額外に之を支出することを得ざるなり

元首は答責を有せず議會には責任なし而して大臣の責任と議會の解散といひ必ずしも常に政府と議會との一致を保つに足らず故に政府と議會と互に幾分の推讓に由て相調和するに非されは立憲制度の美果は決して之を收むべからざるなり政府の權は議會宜しく之を敬すべし議會の權は政府宜しく之を重んずべし然れども政府に權あるも以て議會を抑壓するの具となすべからず議會に權あるも以て政務を阻

礙するの便に供すべからず國家の生活に公徳を要するは猶ほ社會の生活に私徳を要するか如し而して國家に在ても社會に在ても權義を以て相争ふは已むを得ざるの終局手段のみ若し夫れ政府議會各其の憲法上の權限を闕はして交々相凌轢するに至らば眞に以て國家不祥の事となさざるを得ず余輩か豫算に關して縷述したる卑見をして一片學理上の空論に止らじめは國家の幸何事か之に加へん

日本法令豫算論終

3000

7

35930

附言

本篇ノ草稿略成リタルノ時余ハ未ダ第二期帝國議會議事ノ報告ニ接セザリシヲ以テ本篇中言ノ帝國議會ニ及フモノハ皆其ノ第一ノ會期ニ關ス又タ第二期ノ議會ニ起リタル法令豫算ノ問題ハ曩ニ余カ研究ノ際自カラ問ヲ設ケテ之カ解答ヲ試ミタルモノヲ除クノ外本篇ニ論スル所ナカルヘシ

本篇ニ於テ參考シタル法令ハ總テ明治廿三年十一月現行ノモノニ係ル爾後或ハ改正セラレタルモノアルモ余ハ全ク之ヲ參考スルノ便宜ヲ有セザリシナリ

本篇ノ稿成ルヤ當府留學ノ學友法學士山崎覺次郎氏ノ校閱ヲ煩ハシ氏ノ注意ニ由テ益シタル所少ナカラス茲ニ學士ノ高誼ヲ謝ス然レトモ本篇ノ論旨ニ至テハ余獨リ其ノ責ニ任スルコト言フ俟タサルナリ

明治廿五年二月

獨逸ハルレ客寓ニ於テ

著者識



二百八十二

明治二十五年五月二日印刷
 同 年五月三日出版
 同 年十一月十日印刷
 同 年十一月十五日再版

定價金壹圓



著作權 登錄濟

著者

東京市麴町區四番町四番地 一木喜徳郎

發行

東京市本郷區本郷六丁目五番地 高頭忠造

印刷

東京麴町飯田町五丁目廿六番地 近藤圭造

發行所

東京市本郷區本郷六丁目五番地 哲學書院

特別大 販賣所

東京有斐閣
 大坂 松村九兵衛
 名古屋 川瀬代助
 熊本 長崎次郎

諸國販賣所

東京日本橋	博文館	越後水原	西村六平
同	九善書店	同長岡	上田屋
同	大倉孫兵衛	越中高岡	學海堂
同	小林喜右衛門	同富山	中田書店
同	林平次郎	加賀金澤	近田書店
同	目黒支店	肥前長崎	鶴野常吉
同	東京堂	筑前博多	積善館支店
同	明法堂	安藝廣島	松村善助
大坂備後町	吉岡平助	同	積善館支店
同久寶寺町	三木佐助	周防山口	塞翁堂
京都河原町通	大黒屋	阿波徳島	坂井萬吉
同寺町通	若林茂一郎	薩摩鹿兒島	吉田幸兵衛
名古屋	三輪文次郎	陸前仙臺	文學館
信州松本	高美書店	北海道札幌	前野長發

哲學書院發賣書目

伊藤侯爵著

●帝國憲法義

解全壹冊 定價五十錢 郵稅六錢

伊藤侯爵自身は既に活たる憲法の解釋なり憲法に縁薄からざる侯自ら其義解を著さる他の死したる百の解釋を讀むも此活きたる義解を讀むに如かさるはそれ知るべき哉

法學博士 穂積陳重先生著

●法典

論全壹冊 定價七十錢 郵稅四錢

●隱居

論全壹冊 定價五十錢 郵稅六錢

右二書は博識卓見の名ある穂積先生の著にして法典論は法學研究に必要のもの隱居論はその起原種類名稱等を社會發達の原理に據りて論斷したる近來稀有の良書也

故文部大臣井上子爵著

●内外公私權考

全壹冊 定價十六錢 郵稅一錢

本書は我憲法十八九兩條の意義を説明する爲に各國の實例を蒐集せし古今の良著也

法學士 三宅長策先生著

●豐臣氏法度考

全壹冊 定價十五錢 郵稅四錢

本書は古代法典の一部を明にするのみならず考古學歴史學を研究する者の知らざるへからざる豊臣時代の制度の全般を論述したる者也

文學士 有賀長雄先生著

●日清戰役國際法論

全壹冊 定價壹圓 郵稅十錢

長谷井千代松先生著

●公法類聚

第壹卷 定價十五錢 郵稅四錢

本書は土地割讓問題を國際法學の原理より論述したる好著也今や内地雜居の時土地に關する事項愈繁多を極めん而して此疑問を氷釋するものは斯書也

北島傳四郎先生著

●新領地法律論

全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

法學士林田龜太郎先生譯

●英國憲法及政治問答 全壹冊

定價參拾錢 郵稅貳錢

文學士辰巳小二郎先生著

●西洋女權沿革史 全壹冊

定價二十錢 郵稅貳錢

全先生著

●萬國憲法比較 全壹冊

定價七拾錢 郵稅六錢

磯部武者五郎先生著

●國體述義 全壹冊

定價貳拾錢 郵稅四錢

土岐廣先生著

●國家學要論 全壹冊

定價八十錢 郵稅六錢

文學士久米金彌先生譯

●英地方政治論 全壹冊

定價七拾錢 郵稅六錢

海江田子爵立案

●日本政綱論 全壹冊

定價參拾錢 郵稅四錢

日下義諦師譯

●佛王法政論經 全壹冊

定價拾錢 郵稅貳錢

東邦協會譯述

●露國東邦策 全壹冊

定價三拾錢 郵稅四錢

稻垣滿次郎先生著

●東方策 第二編

定價四十錢 郵稅六錢

增子喜一郎先生著

●對清新政策 全壹冊

定價三拾錢 郵稅四錢

武岡警太郎先生著

●露國東洋策 全壹冊

定價貳拾錢 郵稅貳錢

宇都宮五郎先生譯

●權利競爭論 全壹冊

定價參拾錢 郵稅六錢

文學博士井上哲次郎先生著

●內地雜居續論 全壹冊

定價參拾錢 郵稅四錢

法學士中村進午先生著

●媾和類例 全壹冊

定價五拾錢 郵稅六錢

關熊太郎先生著

●千島拓殖論 全壹冊

定價二十錢 郵稅四錢

文學博士加藤弘之先生著

●一二十年後の吾人 全壹冊

定價拾五錢 郵稅貳錢

全先生著

●雜居尙早 全壹冊

定價拾錢 郵稅貳錢

全先生著

●日本十大勝算 全壹冊

定價六錢 郵稅貳錢

堀井正則先生著

●天下持國策 全壹冊

定價十五錢 郵稅貳錢

光吉元次郎先生著

●國家社會制 全壹冊

定價五拾錢 郵稅六錢

文學博士外山正一先生著

●社會結合三大一統 全壹冊

定價參拾錢 郵稅二錢

露西亞の大恩

●柴尾寛太先生著

●內地可否論纂 全壹冊

定價拾八錢 郵稅四錢

●雜居可否論纂 全壹冊

定價拾八錢 郵稅四錢

法學士藤井宇平先生譯

●再版婚姻進化論 全壹冊

定價壹圓廿錢 郵稅拾錢

著者は古今萬國の婚姻現象を精査審究して之に自家獨立の斷案を下せり蓋本書は婚姻に關する空前の大著述也

稻垣滿次郎先生著

●西比利亞鐵道論 全壹冊

定價四拾錢 郵稅六錢

文學博士末松男爵著

●國歌新論 全壹冊

定價四十錢 郵稅四錢

博士か文學に堪能なるは夙に世の熟知する所也本書は博士の鋭利なる眼光を以て國歌を論定したる者歌道に志ある者先づ看さるへからざる好著也

古城貞吉先生著

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

近來支那文學史書類の出る一二にして足らずと雖然多くは杜撰見るに堪へざる者本書か此等と類を同うせざるは一讀の上必ず首肯する所ならん

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

●支那文學史 全壹冊

定價一圓八十錢 郵稅十八錢

關根正直先生著

●**歷代文學** 上貳冊 定價 上卷五十五錢 下卷四十五錢 郵稅六錢宛

菊廼屋女史譯

●**抱甕文庫** 第壹編 定價貳拾五錢 郵稅貳錢

福井彦次郎先生著

●**高知土産** 全壹冊 定價拾貳錢 郵稅貳錢

宮島大八先生著

●**支那語官話輯要** 再版近日刊行

張廷彦先生著

●**支那音速知** 全壹冊

定價五十三錢 郵稅四錢

●**北京風土編** 全壹冊 定價三十錢 郵稅二錢

弓場重榮内藤健兩先生共著

●**朝鮮語獨學書** 增訂四版 近日刊行

右四書共に語學研究者の爲に著述されたるものにして何れも研究者の必讀すべき良書なり

濱田健次郎先生著

●**副假字法規** 全壹冊 定價廿五錢 郵稅四錢

文學士 土子金四郎先生著

●**增訂銀行實務誌** 全壹冊 定價七十錢 郵稅六錢

學士嘗て米國紐育の銀行に入り役員となり數年實務に従事の後更に歐州諸國の銀行を歴問して本書を著はされたる者は尋常の銀行論と其撰を異にする所以也

●**外國爲替詳解** 全壹冊 定價五十五錢 郵稅六錢

外國爲替の通曉し難きは世人の均く認むる所也今や内地雜居の時益此問題を知了するの必要あり是れ此書の出る所以也

●**增訂經濟學大意** 全壹冊 定價四十五錢 郵稅四錢

著者英獨佛等の諸大家の説に基き極めて公平簡明に斯學の大意を説述したる者蓋教科書に最適の者也

●**財論** 全壹冊 定價三十錢 郵稅二錢

●**話術新論** 全壹冊 定價廿五錢 郵稅二錢

財は經濟學の主物也財論は審に之を論したる者話術新論は談話の方法を論述したる奇書也

文學博士 村上專精先生著

●**大日本佛教史** 壹卷 定價一圓七十錢 郵稅十六錢

近來佛敎史研鑽の聲を聞く頻なるも眞摯に之を研究する者甚稀也本書は博士の該博なる識と獨得の見とを以て論述せられたる結果にして蓋近來の一大良著述也

●**三因明學全書** 全壹冊 定價六十錢 郵稅六錢

本書は同村上博士か著述にして苟も論理の大意に通せんとする者の必讀すべき良書也

●**再版百廿題決擇記** 前定價四十錢 編郵稅六錢

●**增訂百廿題決擇記** 後編近日刊行

●**增訂日本佛教一貫論** 全壹冊

定價三十錢 郵稅四錢

右三書亦文學博士村上先生の著述にして佛學研究の士の最必要の者なり

●**佛因果理法論** 全壹冊 近日再版刊行

●**佛教忠孝編** 全壹冊 再版近日刊行

忠孝は日本倫理の二大徳也而して佛敎は如何に之を解し、か是れ苟も修身倫理の教に志ある者の必ず先づ知らざるへからざると之を知らんとせば斯編を措て將た何の書ぞ

●**再起信論達意** 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●**三眞宗要領** 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●**再版俱舍論達意** 全壹冊 定價二十錢 郵稅四錢

●**三安心立命談** 全壹冊 定價拾錢 郵稅二錢

春日祐師著

●**佛教因果律** 全壹冊 定價五十錢 郵稅四錢

因果は學術の最大原理也而して佛敎も亦之を以て根本律となす二者の關係差異を知らんとするものは先づ本書を讀まざるへからず

文學博士 井上圓了先生著
妖怪學講義 全六冊

定價三圓卅五錢 郵稅四十八錢

● **日本倫理學案** 全壹冊 定價三十錢 郵稅四錢

● **心理摘要** 全壹冊 定價四十錢 郵稅四錢

● **倫理摘要** 全壹冊 定價四十錢 郵稅四錢

● **日宗哲學序論** 全壹冊 定價三十錢 郵稅四錢

● **哲學一朝話** 第壹卷 定價七錢 郵稅二錢

● **哲學一夕話** 全壹冊 定價十六錢 郵稅二錢

● **哲學道中記** 第一 定價二十錢 郵稅二錢

● **妖怪百談** 全壹冊 再刊 定價二錢 郵稅二錢

● **失念術講義** 全壹冊 再刊 定價二錢 郵稅二錢

● **記臆術講義** 全壹冊 再刊 定價十二錢 郵稅二錢

● **佛教活論序論** 全壹冊 定價四十五錢 郵稅六錢

● **全縮** 刷 全壹冊 定價十錢 郵稅二錢

● **佛教活論本論** 第一破 定價一圓二十錢 郵稅十錢

● **全縮** 刷 全壹冊 定價廿五錢 郵稅四錢

● **佛教活論本論** 第二顯 定價七十錢 郵稅八錢

● **全縮** 刷 全壹冊 定價五十錢 郵稅六錢

● **政教日記** 全貳冊 上篇定價十六錢 郵稅二錢 下篇定價十四錢 郵稅二錢

● **忠孝活論** 全壹冊 定價十五錢 郵稅二錢

● **破唯物論** 全壹冊 定價三十錢 郵稅六錢

● **外道哲學** 全壹冊 定價一圓廿五錢 郵稅十四錢

法學博士 坂谷芳郎先生譯

● **經濟學史講義** 全壹冊 定價金一圓 郵稅金八錢

右は經濟學の沿革を最も精密に説示し加ふるに引用書を評註したるを以て斯學を博覽せんとする者に便也

可兒三隆先生譯述

● **銀行論** 全壹冊 定價參拾五錢 郵稅四錢

木村勝藏先生著

● **增訂商業簿記法** 全壹冊 定價四十五錢 郵稅四錢

古今刊行の簿記書甚多しと雖概ね實用に適せず著者多年の經驗により此著を爲す商家は勿論最も各地商業學校教科用書に適せり

林學士 和田國次郎先生著

● **森林學** 上製定價九十五錢 郵稅十錢 並製定價八十錢 郵稅八錢

高橋琢也先生著

● **森林杞憂** 全壹冊 定價四十五錢 郵稅四錢

西村茂樹先生著

● **德學講義** 全十冊 自第一冊至第六冊既刊 第一、第二、各定價拾七錢 第三定價拾八錢 第四、第五、定價貳拾五錢 郵稅各四錢 第六、定價參拾錢 郵稅四錢

東西の學を合せて打て一團と爲し以て道德の教を説きたるは此書より精なるはあらじ倫理道德の教を究めんとする者は先づ此書を讀みて其然る所以を知りてせよ

西脇玉峰先生著

● **孟亞聖** 全壹冊 定價三十錢 郵稅六錢

是れ先秦の偉人曠世の鴻儒亞聖孟子を論述したる者史傳學說微を穿ち隱を顯し其偉人躍々乎として紙上に動く公明正大なる儒教を知らんと欲するものは先づ此書を讀め

文學士 建部遜吾先生著

● **陸象山** 全壹冊 定價五十五錢 郵稅八錢

學術旺盛の宋代に於て嶄然として一異彩を放ちし者象山陸子となす本書は建部文學士の建筆を以てそが面目を活寫したる者陽明學の本據を知らんとするものは先づ此書を必讀せざるを得ず

清野勉先生著

● 註韓圖純理批判解説

上卷 壹冊 定價一圓廿五錢 郵稅八錢

小柳可氣太先生著

● 宋學概論

全壹冊 定價三十錢 郵稅四錢

本書は康節濂溪橫渠兩程子の學說を網羅して之を朱子に歸す蓋是を近世支那哲學史と稱するも不可なき也

惠美忍成先生著

● 佛陀論

壹冊 定價五十五錢 郵稅四錢

本書は惠美先生か東西兩洋の書に基きて釋尊の一生涯を論したる者は是れ尋常の傳記と大にその撰を異にする所なり

平沼淑郎先生譯

● 論理史評

全壹冊 定價廿五錢 郵稅二錢

清野勉先生著

● 歸納法論理學

全貳冊 定價壹圓五拾錢 郵稅拾四錢

全先生著

● 歸納法論理學

全壹冊 定價三拾錢 郵稅四錢

文學博士 加藤弘之先生著

● 德育方法案

全壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

全先生著

● 小學教育改良論

壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

文學士 澤柳政太郎先生著

● 一公私學校比較論

壹冊 定價拾錢 郵稅貳錢

文學士 國府寺新作先生著

● 教育學講義

全壹冊 定價六拾錢 郵稅六錢

尾原亮太郎先生著

● 教育哲學論

全壹冊 定價三十錢 郵稅六錢

稻垣滿次郎先生著

● 教育之大本

全壹冊 定價參拾錢 郵稅四錢

桐谷文平先生譯

● 家庭必要兒童性質研究法

全壹冊 定價十二錢 郵稅貳錢

醫學士 渡邊文治先生譯

● 眼科衛生法

全壹冊 定價參拾錢 郵稅貳錢

終